

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和3年第2回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年2月12日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時00分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	吉川 正 教育指導課長
	宮本 博之 学校運営部長	臺 富士夫 学校施設課長	半貫 陽子 学務課長
	田中 靖夫 学校改築担当部長	松野 美幸 子ども家庭部長	島田 裕司 子ども施設運営課長
	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長	門藤 敦良 支援管理課長	楠山 慶之 教育相談課長
	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	田巻 正義 学力定着推進課長 本岡 寛子 教育改革担当部長 菊地 崇 子ども政策課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 川口 真澄 待機児対策室長 高橋 徹 こども家庭支援課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 森田 剛 学校支援課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 下河邊 純子 青少年課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年2月12日

第2回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第2回足立区教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇
初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に小関委員、浅井委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第5号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第5号議案について宮本学校運営部長から、説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 資料の4ページ、第5号議案説明資料を御覧いただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

本議案は、令和3年度において実施予定の新型コロナウイルス感染拡大による緊急対策のうち、経済的理由により、学資金の返済が困難な方を支援する返済猶予について、償還方法の規定を改正するというものでございます。

資料7ページを御覧いただきたいと思います。項番1の返済猶予でございますが、令和2年度におきましても大学等を卒業し社会人となって育英資金を返済している方を対象に、最大1年間返済を猶予するという緊急対策を実施いたしました。その際の返済期間は最大15年間のままになっておりました。

その場合、例えば返済期間を12年間で設定していた方が、1年間返済猶予されれば、返済期間は返済猶予期間を含め13年間とすることが可能でしたが、初めから返済期間を最大の15年間で設定していた方は、1年間返済猶予されても返済期間は15年間のままとするため、返済月額が増えてしまうということになりました。

ただし、令和2年度において、実際にこの規定に該当し、返済月額が増えた方はおりません。

令和3年度においては、(2)猶予期間に記載しましたとおり返済猶予期間は返済期間に含めないこととし、返済期間を15年間で設定している方についても、実質の返済期間を15年間として返済月額が増えないよう規則の規定を改正するというものでございます。

施行年月日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第5号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。ないようですので、これより第5号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第6号議案「『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第6号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元の資料9ページ、第6号議案の説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。と存じます。

足立区長等の給料等に関する条例の一部改正するに当たりまして、足立区長から教育委員会としての意見を求められているところでございます。

条例の改正理由及び主な内容でございますけれども、公民較差を解消するために区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当を0.05か月引き下げるというものでございます。

10ページから11ページにかけて新旧対照表のほうをつけさせていただいております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第6号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第6号議案「『足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第3を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第7号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」以上。

○教育長 第7号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 15ページのほうを御覧ください。第7号議案説明資料でございます。教育長に対して講師依頼がございまして、これに応じるために地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づきまして、教育委員会の許可を求めるという議案でございます。

従事内容につきましては、資料の項番2に記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第7号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。ないようですので、これより第7号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

それでは、日程第4「教育長報告」を議題とします。本日の報告は、「令和3年度当初予算編成のあらましについて」を示させていただきます。

お手元に「令和3年度当初予算編成のあらまし(概要)」というものがございます。これに沿ってご説明したいと思います。

まず、足立区の今年の予算のネーミングですけれども、「乗り越え、そして踏み出す。あだちから」で「あだちから」というのに「あだち」「ちから」というのをかけていると勝手に思い込んでいるのですけれども、多分そうだと思うのです。今、コロナ禍で、大変な中ですが、力を与えて今年度も執行していきたいという思いが込められているのだろうと思っています。

一般会計の総額ですけれども、3,120億円で過去最高額ということになって4.7%増、金額にして約140億円増となりました。主な増減として、区立小・中学校が84億円の増。小・中学校施設の保全事業や改修がマイナスになっていますけれども、これを差し引いても70億円近く増ということで、増額の半分は教育委員会が占めています。

その中身についてですけれども、2番の教育委員会の当初予算編成の中にありますように、予算の総額で約700億円、前年度比でさっき申し上げた施設関係がありますのでプラス9%の58億円増です。

ただ、来年度から施設の建設修繕などを施設営繕部というところに一本化します。したがって、関連予算200億円以上は施設営繕部のほうに移行するということとなります。以前はこういう形で営繕課は別のところであって、学校からお願いして建物を建てていたのですけれども、20年前に、教育委員会のほうに施設部門を持って来て、独立して教育委員会の中で営繕執行していましたが、いろいろな事件があり、効率的な執行の観点からも、今回施設営繕部に統合することになりました。

というわけで、3つの部について簡単にご説明します。

2番の(1)ですが、教育指導部は6億3,000万円余ということで前年度比でマイナスになっていますが、主な増減要因としてICT機器の修繕費が増加しています。ICT機器は、100億程度かけてやっており、教育委員会の事業ですが、予算上は政策経営部のほうで計上されて

いるので、その経費というのはちょっと出て来ないのです。出て来るのがこうした修繕費の増ということでできるところです。

それから、体育館にはWi-Fiを飛ばせないで、LTEの端末と端末の通信費を教育委員会で持つということで予算計上しております。

それから、オリンピック・パラリンピックについては、マイナス6,000万円ということで、これについてはオリンピック・パラリンピックの開催がどうなるか分からないということもあって、補正予算対応にしようと考えております。

次のページに行ってくださいまして、学力向上では数学チャレンジ講座、中学校でやっているやつですけれども、AIドリル。いよいよ人間ではなくてコンピューターが出題してチェックしていくというのを、一部の学校で取り入れてやっていきます。人材の確保がなかなか難しくなっているという状況もあるので、これを試していきたいなということです。

それから、中1夏季勉強合宿もコロナの中で合宿するのはどうなのかなということで、やるならば半分ぐらいの定員で行うことを考えています。もしできない場合はリモートでやるとか、各校でやるとか、今考えているところです。その経費ですので、縮小となります。

それから、先ほどお話したオリンピック・パラリンピックについては、小学校1・2年生のレガシー事業については若干の見直しをさせていただくと、それからオリンピック・パラリンピックが開催され、観戦が可能となれば交通費を補正予算で対応するというにしています。

それから、③の学校の指導事務ですけれども、夢デザインシートからキャリアパスポートに切り替えることを予定しております。これは自分がどんなものになりたいのかな。そのためにどんな勉強をしていこうかなということが分かるような一連の冊子をつくって、小・中、高校までつなげていくというものです。

(2) 今度は学校運営部です。先ほどもお話したように施設営繕部に予算の大部分が行くわけですけれども、それ以外を先にご紹介します。

主要事業についてまずは育英資金事業ということで先程、条例の施行規則の改正をしましたがけれども、返済を猶

予していくとか、あるいは一時金で貸し付けをすとか、あるいは卒業をちゃんと4年間でできたら10万円を返済しなくて良いという様々な対策などを打っていくということも継続していくわけです。

それから、④の小・中学校の給食業務の運営の中では、新規で多子世帯の学校給食費の負担軽減ということで、第2子は半額、第3子は全額補助するという内容です。1年間でおよそ8,000万から9,000万円かかると考えていますけれども、多子世帯を補助する施策です。

それから、1つ飛んで給食費の改定を中学校で26円、小学校で20円昨年やったのですけれども、うち5円は保護者に負担していただくつもりでしたが、このコロナの関係でそれについても今、公費で負担していますが、令和3年度についても継続していくということで、大体4,000万円ぐらいかかるのですけれども、これを予算計上しているところです。

⑤のその他の事業の中では、理科教育振興法に基づく教材費の計上、あるいは防犯カメラの設置ということで、これについては今年度末に約600台の設置が完了します。

それから、地域BWAで小学校1年生は公費で負担して登下校等通知メールを送っていますけれども、20校分を増やす予定で、令和4年度に69校全部完了する予定です。

それから、次のページに行ってくださいまして投資的経費ですけれども、先ほど説明したとおり、施設営繕部のほうに行くわけですけど、来年度は綾瀬小、江北・高野小の統合校、北鹿浜・鹿浜西小の統合校ということで、小学校で3つ。それから、千寿青葉中、東綾瀬中の中学校で2つ。これが主な大きな改築の事業として80億円強であります。

そのほか全校に関することですけれども、校舎の窓ガラスの強化ガラス化。それから、防火シャッターがおりてくると、挟まったときに出られなくなるので、その安全装置の取り付け。あるいは、給食室の調理場にエアコンを入れる。これらについては3年計画でやっていきます。それからトイレの改修、洋式化はオリンピックまでに完了する予定だったので、今年度コロナの関係で1年工事ができなかったもので、令和4年度までかかる予定です。

さらに、全体保全工事も弘道第一小、栗島小、湊江第一小、舎人小、北三谷小で行う予定です。以上が学校運営部の施設関連のものとなっております。

次に、(4) 子ども家庭部ですけれども、335億円で、前年度比マイナス15億円ということですが、これについては主な増減要因にありますけれども、私立保育園の運営助成については、これまで待機児解消のために目いっぱい予算をとって、どんなことにも耐えようと考えていたわけですけれども、待機児がほぼゼロになってきて、予算を多く獲得していく必要がないものですから、実績に合わせて減をしたということと、私立幼稚園などについては、人口減少の影響もあり、幼稚園に就園する方が減っているという状況もあってマイナスとなっています。

主要事業の中の①コロナ対策ということで、こども支援センターげんきでのリモート相談。あるいは保育所申込みの電子申請、それから私立に比べて遅れていると言われていた公立保育園と、それから、学校教育の全体のICT化と同時に進めていくというのですが、特別支援教育、不登校支援におけるICT化。

それから、最後ですけれども不登校対策ということで、教育相談事業の中では、小学校を対象に不登校児童の家庭を訪問する事業。これは家庭教師を送るだけではなくて、家庭の悩みなども一緒に相談を受けるということで、福祉部から移管された事業ですけれども、これにうちなりのものを1個くっつけて提供していこうというアウトリーチ型の仕組みです。

それから、もう1つ拡充とありますが、NPOと連携した学習支援の増設ということで、区内に居場所を兼ねた学習支援事業を福祉部が4カ所やっており、うち3カ所については、昼間の空いている時間を活用させていただいて、どうしてもお家から出て来られない子どもの居場所になっていますけれども、これを今年の秋には4カ所目をつくらうと考えていて、中央、それから東、西にあるのですけれども、北になかったので北に4カ所目を設立します。

以上が教育委員会の令和3年度の当初予算のあらましです。ありがとうございました。

次に、報告事項に入ります。各課から報告していただきます。質疑については一括で頂きたいと思えます。

それでは、(1)について、吉川教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 資料の16ページを御覧ください。「図書

館を使った調べる学習コンクールの全国審査結果について」でございます。

所管部課名は記載のとおりです。

教育委員の皆さんからも選んでいただいた作品をはじめ、184作品を全国審査のほうに出品いたしました。その結果が出ました。入賞はございませんが、入選の中の優良賞に1作品、奨励賞に4作品、佳作179作品が選ばれました。入選の作品については記載のとおりです。

参考といたしまして今年度の応募状況でございます。応募総数を御覧ください。9,155と、昨年に比べて3,000近く作品が伸びているといったところでございます。そういったことも踏まえまして、団体賞を足立区教育委員会が授賞することができました。「図書館を使った調べる学習活動賞」といった賞でございます。ちなみに団体賞をもらっている図書館はあるのですけれども、教育委員会が受けたのは足立区教育委員会のみといったところでございます。以上です。

○教育長 次に、(2)から(4)について、臺学校施設課長をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 委員会報告資料の17ページを御覧ください。初めに「校舎窓ガラスの強化に向けた取り組みについて」のご報告をさせていただきます。

所管部課名については、記載のとおりになります。

小・中学校の校舎窓に強化ガラスが設置されていない学校につきまして、令和3年度から令和5年度の3年間で強化ガラスへの取り替えを計画してございますので、その報告をするものでございます。

目的になりますが、児童・生徒の安全とともに、災害時の避難所として活用される際の避難者の安全を確保するため、台風時の強風や地震時の揺れに備えた窓ガラスの強化を図るために実施してまいりたいと考えてございます。

3年間の対象校につきましては、74校で約5万5,300枚を交換してまいります。そのうち令和3年度は25校で約2万1,300枚を交換してまいります。

所要経費は記載のとおりで、令和3年度当初予算案に計上してございます。

次に、18ページを御覧ください。「防火シャッターへの危害防止装置の取り付けについて」になります。

所管部課名は記載のとおりです。

校舎内に設置してございます防火シャッターのうち、古タイプのものについては、危害防止装置が設置されていないものがあるという状況になってございます。今回目的にも記載してありますが、他の自治体で過去に防火シャッターに挟まれて児童・生徒の命が奪われるという痛ましい事故がありました。足立区でも同様の事故が発生する可能性があるシャッターが、60校で513台存在してございます。

今回こちらにつきましても、令和3年度から令和5年度の3カ年で計画的に改修を行いまして、安全性を確保していきたいと考えてございます。令和3年度は13校、112台を予定してございまして、所要経費については記載のとおりでございます。こちらのほうも令和3年度当初予算案に計上しております。

なお、改修方法につきましては、既存のシャッターの下部をカッターで切断しまして、安全装置をその部分にボルトをつけて取りつけるといった方法でございます。

次に、19ページを御覧ください。「区立中学校における事故に関する損害賠償について」でございます。

こちらのほうも所管部課名については、記載のとおりでございます。

区立青井中学校で発生した事故につきまして、示談がまとまりましたのでご報告するものでございます。

事故発生日時、発生場所、被害者については記載のとおりでございます。

事故の概要になりますが、部活動の際に誤ってけり出されたボールが、隣接する被害者住宅の雨どいを破損したものでございます。特別区自治体総合賠償責任保険での対応が可能になりまして、被害者に対して当該雨どいの修理費用として記載の金額を支払うものでございます。

私からは以上になります。

○教育長 次に、(5)から(6)について、半貫学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 資料20ページになります。件名は「足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）の結果報告について」です。

所管部課名は記載のとおりです。

令和2年度に実施いたしました返済猶予、特別貸付、免除条件付緊急貸付につきまして、募集期間が終了しましたので結果をご報告するものです。

1に記載の返済猶予ですが、対象者約450名に申請書を郵送でご案内し、12月15日までの申請期間で実施してまいりました。申請者は54名おりましたが、1名辞退いたしまして53名の方が返済猶予となっております。

2番、特別貸付ですが、新たな貸付者が21名でした。

3番、免除条件付緊急貸付。こちらは育英資金を借りている方113名に対しご案内をいたしました10万円の緊急貸し付けです。この10万円は、規定の就学年数で卒業しますと返済は免除するというものになります。113名のうち110名の方が申請しております。残りの3名の方につきましては、個別にご事情を確認しておりまして、今の自分には必要ないですということで回答を得ております。

21ページになります。免除条件付緊急貸付、10月21日から拡充いたしまして、先ほど2番の特別貸付者に対しても貸し付けできるようにいたしました。21名の方、皆さんが申請をされました。

引き続きまして23ページ、「多子世帯に対する学校給食費の補助について」です。

所管部課名は記載のとおりです。

多子世帯の保護者の給食費の負担軽減を図るために、令和3年度から実施していく予定でありまして、ただいま令和3年度の当初予算に計上しております。

概要ですが、第2子を半額補助、第3子以降を全額補助といたします。保護者が学校に支払った学校給食費につきまして、納付状況を確認いたします。その後、区から保護者へ年2回に分けて補助金を支給するものです。

対象者ですが、足立区立の小・中学校に3人以上の児童・生徒が在籍する世帯となります。もちろん足立区内に住所を有する世帯です。生活保護や就学援助を受給していない世帯になります。前期と後期、それぞれ給食費の納付状況を確認いたしまして、滞納がない世帯。前期につきましては、4月から7月分の対象給食費を8月1日時点で確認します。また、後期につきましては、9月から3月分の対象給食費につきまして、3月1日時点で確認をいたします。

対象人数ですが第2子を1, 100人、第3子以降を1, 220人と見込んでおりました、合計で2, 320人の方々の分を補助する見込みであります。

予算額につきましては記載のとおりとなります。

私からは以上です。

○教育長 次に、(7)について、田中学校改築担当部長、お願いします。

学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 資料24ページを御覧ください。「足立区学校施設の個別計画の策定について」ということでございます。今般、小・中学校の今後の改築や改修等の方針を個別計画として策定させていただきましたので、ご報告をするものでございます。

策定の目的につきましては、施設の改築・改修コストの平準化。それから、縮減方法を検討いたしまして、その実施計画を策定するというものでございます。

計画期間につきましては、文部科学省からおおむね10年以上としなさいということを示されてございますので、今回令和3年度から令和10年度まで8年間でございますが、実施計画期間といたしまして、具体的なコストですとか、対象校について計画をお示しさせていただくものでございます。

4番の基本的な考え方でございますが、目標使用年数としましては原則として82年とします。ただし、基準に満たない学校につきましては、65年とさせていただくものでございます。

また、大規模改修の周期でございますが、おおむね20年周期ということを目安に、予防保全的な大規模改修を実施していきたいと考えているところでございます。

5番の実施計画につきましては、改築でございますが、今後8年間新たに着手する学校は8校でございます。

25ページに参りまして大規模改修につきましては、今後8年間で27の学校に着手したいと予定してございます。

6番の費用でございますけれども、想定費用といたしまして、改築につきましては、小学校が40億円、中学校が60億円。それから、大規模改修につきましては、小・中学校ともに9億円ということで予定しているところでございます。

その合計として、7番「今後の改築・改修コスト」でございますが、8年間で総額612億円ほどになってしまうという結果が出てございます。これは過去5年間の実績と比較いたしますと、大体5分の4程度ということでございますが、8年を過ぎた後も計画的に改築・改修等を行っていかねばなりませんので、その財源の確保等が非常に大きな課題になってくるという状況でございます。

併せまして別添の資料の1ということで個別計画を添付させていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 次に、(8)から(10)について、島田子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 26ページを御覧ください。「足立区子ども施設指定管理者の評価結果について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

子ども施設指定管理者17施設の令和元年度の業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会による評価を行ったので報告させていただきます。

なお、評価方法につきましては、課題があると考えております。まして検討を行いました。根本的な見直しには時間を要するため、次年度の評価時までには評価項目の内容を精査し、見直しを行っていきとさせていただきたいと考えております。

1「開催日時」、2「開催方法」、3「主な業務内容」、4番「評価対象期間」、5番「評価方法」については記載のとおりでございます。

27ページの6番でございますが、「施設名称及び評価結果等」は記載のとおりでございます。上段、評価の高いところから⑩、⑪の評価の低いところまで、AプラスからBプラスまでの評価となりました。

続いて、28ページのほうも御覧いただきますと評価委員の構成が記載のとおりでございます。8番に「委員会での主な意見と対応等」とございます。(1)で新田地区の3園を視察したが、現地を確認すると園の状況がよく分かるということで、今後も各園の現地確認を行うべきというご意見がございましたので、現地確認を実施できるよう

にさせていただきたいと思えます。

また、(2)では「適切な財務管理・財産管理が行われている」という項目の評価の中で、財務諸表が未提出なために評価が低くなっている園について、公認会計士協会として経営診断などの協力ができる可能性があるというご意見も頂きましたので、必要に応じて協力を依頼していきたいと考えております。

「今後の方針」のところで、(1)でございますけれども、指定管理者制度の評価については、今般新田三丁目なかよし保育園が公設民営から直営化に変わったということもございまして、区全体の見直しが入っている状況でございます。

(3)のところでございますが、今回の評価に当たって、提出を義務づけている書類が未提出となっている2園については、協定書の条項への違反となりますので、一定期間を経て提出されない場合は、指定管理の取消しということも含めて厳しく指導していきたいと考えてございます。

なお、足立区子ども施設指定管理者評価委員会の評価結果を別添資料として、つけてございます。

続きまして、29ページでございますが、「新田三丁目なかよし保育園の運営状況について」でございます。

令和2年12月1日から直営化を行った足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営状況についての報告でございます。

まず1つ目でございますけれども、緊急対応で職員を配置しました。本庁や近隣園からの職員を派遣して、補填して何とか運営をしている状況でございます。

また、直営後の園児の保育状況を伝えるため、下記日程でクラス別に保護者会を開いて、園長とクラス担任が保護者の思いを共有させていただいた状況でございます。

2つ目でございます。心理士の派遣ということで、保護者のほうからご意見がございまして、園児や保護者の精神的なフォローについての要望がございました。こども支援センターげんきからも心理士を派遣し、観察をしました。おおむね変化、大きな課題がないということで報告を受けてございます。別紙のほうに記載してございます。

3番目でございますが、令和3年4月の利用見込みということで、1月21日現在でございますが、30人のお子さんを預かっており、4月1日の時点で21人になると予

測を立ててございます。今後とも保護者との連携を図りながら要望を十分に受け止めるという方向で考えていきたいと思っております。

続いて、33ページを御覧いただきたいと思えます。「新田地区公立保育園の再編について」でございます。現在、新田地区には区立保育園が直営で2園、公設民営で2園の4園ございます。新田三丁目なかよし保育園については、令和2年8月時点での保育需要予測から、この地区の他園での需要充足が可能と確認できておりますので、令和5年3月での閉園を決定してございます。

他の3園についても、将来的な老朽化による施設更新やプレハブ園舎であることによる閉園を控えており、計画的な再編が必要となっているという課題がございまして。

表のように令和4年度末ですが、ここで新田三丁目なかよしのほうは閉園いたしますが、その他の2園、公設民営のほう、新田さくら、新田おひさまについては、指定管理期間が一旦切れますので、再指定ということになってまいります。

また一方で、新田わかば保育園は直営でございますが、今後、新田地区の中で更新を考えておまして、適切な土地が出ればそこに移転を考えたいということでございます。

個々に各園の状況を記載してございます。

最終的には34ページの地図を見ていただきますと、環七を隔てて一丁目の新田さくら保育園、これが都営住宅の下にございますが、今、改築されておりますので、ここに創出用地が出れば、そこに完全民営化した園を建てるという考えです。

また、環七の東側でございますが、黒く塗ってある新田わかば保育園は区の直営として残し、新田おひさま保育園と新田三丁目なかよし保育園については、閉園の方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 次に、(11)について、門藤支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 35ページを御覧ください。「ペアレント・メンター事業委託事業者選定委員会の審査結果について」の報告でございます。

1番、業務はペアレント・メンター事業の委託でございます。

3番、令和3年1月25日にプレゼンテーションを含む選定委員会を開催いたしました。

6番、その審査の結果、一般社団法人ねっとワーキングという業者、1,367点。第2位順位事業者、1,072点。この得点の詳細につきましては、37ページを御覧いただければと思います。

戻ります。35ページ、最終提案書特定事業者として一般社団法人ねっとワーキングに決定をいたしました。

今後の流れですが、3月までに契約を締結、4月事業開始という予定でございます。

私からは以上です。

○教育長 次に、(12)から(13)について、楠山教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 38ページを御覧ください。「令和3年度のチャレンジ学級の運営方法について」のご報告です。

所管部課名は記載のとおりです。

まず、1点目です。小学生専用教室を設置いたします。足立区の小学生の不登校の増加率が中学生を上回っている状況です。また、全国的にも小学生の不登校が増えていることから、現状小学生と中学生を1つの教室にまとめて授業を行っているのですが、小学生専用の教室を設置させていただきたいと考えております。

2つ目、中学生の制服については、現在在籍校の校則に準じて制服で通級を指導しておりますが、令和3年度から制服の都合でどうしても通級できないという不登校児童・生徒がおりまして、制服以外の私服の通級を認めて、自由に登校していいよという形をとりたいと考えております。一定の基準を設けながら、「あすテップ」は制服着用を義務づけておりますので、その違いを見ていきたいと考えております。

次に、39ページをお開きください。「不登校支援のための家庭学習支援事業委託事業者選定委員会の審査結果について」のご報告です。

令和3年度から始めます不登校児童のための家庭学習支援事業の事業者が決定いたしました。この事業は業務概要にありますとおり、外出困難な子どもたちに、その家庭

に行って学習支援をする。またはICTを使った学習指導をするという内容でございます。

6番を御覧いただきたいと思います。決定事業者は株式会社キズキという事業者でございまして、427点で第2事業者を上回ったところでございます。

詳細は41ページのほうを御覧いただければと思いますが、40ページの10番のところです。選定特定事業者の主な特長として、委員の意見も入っておりますが、学習支援だけではなくて家庭支援も含めた提案であった。特に対面での支援を重視していた業者になります。また、学校との連携もしくは講師の人材確保の面で不登校支援に特化した基準を定めていたという有利な点があったと考えております。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりですが、来年度6月2日の事業開始に向けて準備を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○教育長 それでは、(14)について、土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 令和3年度の生涯学習振興公社事業概要と収支予算について報告をさせていただきます。1ページのほうをお願いいたします。

1番の概要説明でございますけれども、令和3年度の職員数は、常勤26名を含む合計42名でございまして、昨年度と同人数でございます。

組織機構とそれから令和3年度の経営方針と重点事項につきましては記載のとおりでございます。

2ページのほうを見ていただきたいと思います。令和3年度の主な事業の詳細内容でございます。そのうちの新規事業と新規プログラム各種事業について説明をさせていただきます。

まず1番目のあだち放課後子ども教室に関する事業でございます。(2)の③でございまして、新規プログラムとして生物園と連携した自然体験プログラムを予定しております。

それから、(3)新規事業、あだち放課後子ども教室スタッフ募集PR動画の作成、配信を計画しております。

それから、2番目の文化に関する事業でございます。こ

ちらにつきましても（７）新規事業、コンサート i n ミュージアム P R 動画の作成、配信でございます。

それから、（９）、こちらは拡充でございます、まちかどミュージック。これは２回から４回に拡充でございます。

最後に、３番目の生涯学習・スポーツに関する事業、こちら（７）の②でございますが新規事業。読み語りキャラバン隊によるおはなし会の動画の作成、配信を考えております。

続きまして、３ページのほうをお願いいたします。収支予算でございます。（１）の経常収益ということで、公社のほうの収入でございます。こちらにつきましては、放課後子ども教室へのスタッフ謝礼単価改定に伴い 30 円アップしたことにより 16 番、経常収益計は前年度比 428 万円余の増、5 億 8,511 万円余となっております。

４ページのほうをお願いいたします。経常費用の公益目的事業会計分でございますけれども、一番下の 36 番、事業費経常費用計は前年度比 253 万円余の増、5 億 4,219 万円余となっております。

続きまして、６ページのほうをお願いしたいと思います。経常費用の法人会計分でございます。こちらの 76 番、管理費の経常費用計ですが、前年度比 14 万円余の増の 5,150 万円余でございます。

一番下の 82 番、経常費用計は、前年度比 268 万円余の増、5 億 9,370 万円余でございます。

最後に 7 ページでございます。88 番の当期一般正味財産増減額、先ほどの経常収益から経常費用を差し引いたものでございます。マイナス 858 万円余でございます。

90 番、一般正味財産期末残高は、2 億 4,771 万円余。93 番の指定正味財産期末残高は 15 億円ということで変更ございませんので、最後の 94 番、正味財産期末残高は 17 億 4,771 万円余でございます。

以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から都合 14 件の報告事項がありました。これらの件につきまして委員からご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑がありますか。

浅井委員。

○浅井委員 区施設の個別計画で別冊の 30、31 ページで

は、改築とか改修の学校が一覧になっているのですけれども、興本小学校や花畑北中学校みたいに古い学校から改築・改修をしていくと納得できるのですけれども、興本とか花畑北は改修も後ろの位置付けとなっております、ほかの学校が優先されているのはどういう理由なのか、もう少し具体的に教えてほしいと思います。

○教育長 学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 興本小学校は確かに古い学校でございますが、建物の健全度という数字ではなかった場合、優先度が少し真ん中のほうになってきます。それから基本的には 8 2 年、あるいは 6 5 年という耐用年数を目指していくところがございますので、総合的に勘案いたしまして、興本小学校は、令和 7 年度ぐらいから 4 年間ほどかけまして、まずは大規模改修をやらせていただきたいということで位置づけさせていただいているところでございます。

今後につきましては、興本小学校と扇中学校との施設一体化の計画等もございまして、現在東京都のほうと一体化するための土地について、購入をさせていただきたいということで今、協議を進めているところでございます。その辺の進捗状況を踏まえまして、この計画も 4 年後ぐらいにまた見直しを行っていきたくと考えてございますので、現時点についてはこのような位置づけにさせていただきます。

○教育長 浅井委員。

○浅井委員 健全度というのがよく分からないのもっと具体的にどういう基準なのか、もう少し詳細に教えていただきたいと思います。

○教育長 学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 個別に各学校を調査させていただきます。例えば外壁や屋上の防水の傷み具合。それから、施設内部に入りまして設備の老朽の度合いですとかその辺を勘案、考慮いたしまして点数化する。文部科学省から示されている式があるのですけれども、そこに当てはめると、興本小学校については 63 点という健全度になったということでございます。

当然これが低ければ低いほど傷んでおり、手当てをして長もちさせるために大規模改修等をやらなければいけないということになりますので、健全度の低いものを優先して改修をしていきたいという状況でございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 先ほどの興本小学校というのは、興本扇学園の一体化の件なのですけれども、東京都のほうと小学校の前の土地について協議をしているということでしたが、やはり近隣の住民なり、学校に通う児童・生徒や保護者たちに丁寧に説明していく必要があると思いますし、この年度に改修を予定していますという説明だけだと納得いかないと思うのです。

もちろんほかの学校についても、今、説明にあったようにどのように順位付けをしたのか、詳しく各校への説明が必要だと思いますので、その辺はきちんとお願いしたいと思いますし、興本扇学園の施設一体化について、東京都との調整がついた時点で、またこの計画が変わっていくということによろしいのでしょうか。

○教育長 学校改築担当部長。

○学校改築担当部長 初めに各学校へ詳しく説明すべきということでしたが、少なくとも興本小学校につきましては、一体化の件もありますので、その辺今回この計画の内容につきまちは、丁寧に説明できる場を少し学校のほうとも相談をさせていただきまして、対応させていただけたらなと思ってございます。

それから、東京都と今現在調整を行っておりますけれども、それが取得できましたならば、敷地を一体化するために、中に入っている都道の付け替えですとかいろいろな課題等もございまして、若干時間がかかりますが、その辺を含めまして、いつの段階で着手できるのかということについて、教育委員会として検討してまいりたいと考えてございます。

ですので、計画については下のところにも書いてございますけど、スケジュールが変更になるということもございまして、そのような認識でいただけたらなと思ってございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 子ども施設指定管理者評価の件なのですけれども、別冊資料から細かく各園の評価を見させていただいた中で、ほとんどの園が自己評価、指定管理者の評価よりも担当課のつける評価が若干低く、またそれよりも若干高く評価委員が評価しているというケースが若干の前後はあってもほとんどです。

ただ、最後の新田さくら保育園については、担当課よりも低く評価委員会が評価をしている項目がとても多いのですが、これは担当課と評価委員の評価にずれがどうして出ているのか、説明していただきたいと思います。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 新田さくら保育園の評価について、やはり評価者の方の視点が厳しかった。担当課が甘いということではないのですが、担当課がつけている点数よりもさらに厳しく評価されているということでございました。

35項目のうち17項目でほとんど厳しい評価となっていて、新田さくらについてはそういった評価委員の評価であったということでございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 もちろんそれは見てとれるのです。担当課よりも評価委員さんが厳しく評価したというのは見てとれるのですが、ほかの園と比べてどうして、担当課と評価委員の認識の差が出ているのかということなんです。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 担当課の評価は、例えば規定のものがあれば3点とか、そういった規定上の評価になります。ところが、評価委員の評価は、それも踏まえて内容を精査した評価委員の視点で評価されておりますので、そういったところで担当課のものとは評価委員個々の視点との差が出てきているものだと考えております。

○教育長 河本委員。

○河本委員 若干よく分からないのですけれども、ただ実際にこの下に評価委員さんが書いてある注意すべき点、改善を求める点など確かに厳しい意見がたくさん上がりますし、財務関係の書類の提出がないということで、今後もさらに提出を求めていく。また、そうでない場合はという記述もあるので、あまり評価の高くないところには、きちんとした対応を今後も引き続きお願いしたいと思いません。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

小関委員。

○小関委員 多子世帯の学校給食費の補助についてというところなのですが、とてもいい取組で、令和3年度からの新規事業で8,874万円予算計上されています。学校現

場でも給食費の未払いが問題になっていて、校長が毎月点検したりしています。前期は8月1日時点、後期は3月1日時点で未納があった場合にはお支払いはしませんとなっていますが、例えば4月分が払えていない、5月分が払えていなくても8月1日の段階で全部入れてくれるということがあれば補助対象とすることができるのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 基準日にお示ししております前期であれば8月1日、この時点で4月から7月分の給食費が納まっていれば補助をすることを考えております。

です。今、委員からお話があったように4月分が未納で、6月に納めたとしても、8月1日の基準日時点でもう既に納まっておりますので、そこは補助対象にすると考えています。

○教育長 小関委員。

○小関委員 第2子、第3子は1,100人もいるんですね。結構人数が多いので、学校で、事務処理をするのが、栄養士さんなのか、事務職員さんなのか。プラスアルファのお仕事になったりするのでは、学校への周知や保護者にもホームページやチラシでお知らせしますとなっていますけれども、ぜひしっかり周知していただければなと思っています。

○教育長 学務課長。

○学務課長 多子世帯に関する事務等につきましては、3月の校長会でもご説明をさせていただき、3月に事務職員会があると聞いておりますので、その中でもご説明する。また、年度が明けまして早い時期にやはりまた再度校長会、それから事務職員の方々にもご説明をする予定で、学校に極力負担がない形で進めていきたいと思っております。

○教育長 私は払った後に補助する方法は本来困っている方に補助する方法ではないと思っているので、できれば最初から補助ができる仕組みがつくれないのか考えたのですけれども、今のシステムではちょっと難しいということで、これは検討させていただくということになっていますがよろしかったでしょうか。

学務課長。

○学務課長 はい。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ない

ようでしたら報告事項を終了させていただきます。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 4 時 00 分閉会

令和3年第2回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和3年2月12日 金曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第5号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	3
日程第2	第6号議案 「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	8
日程第3	第7号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について……………	14
日程第4	教育長報告	
2 報告事項		
(1)	図書館を使った調べる学習コンクールの全国審査結果について 《吉川 教育指導課長》	16
(2)	校舎窓ガラスの強化に向けた取り組みについて 《臺 学校施設課長》	17
(3)	防火シャッターへの危害防止装置の取り付けについて 《臺 学校施設課長》	18
(4)	区立中学校における事故に関する損害賠償について 《臺 学校施設課長》	19
(5)	足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）の結果報告について 《半貫 学務課長》	20
(6)	多子世帯に対する学校給食費の補助について 《半貫 学務課長》	23
(7)	足立区学校施設の個別計画の策定について 《田中 学校改築担当部長》	24
(8)	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について 《島田 子ども施設運営課長》	26
(9)	新田三丁目なかよし保育園の運営状況について 《島田 子ども施設運営課長》	29
(10)	新田地区公立保育園の再編について 《島田 子ども施設運営課長》	33
(11)	ペアレント・メンター事業委託事業者選定委員会の審査結果について 《門藤 支援管理課長》	35
(12)	令和3年度のチャレンジ学級の運営方法について 《楠山 教育相談課長》	38
(13)	不登校児童のための家庭学習支援事業委託事業者選定委員会の審査結果について 《楠山 教育相談課長》	39
(14)	令和3年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算について 《土田 生涯学習振興公社事務局長》	別冊

3 情報連絡事項

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| (1) 区立園における「園運営に関するアンケート」結果について | [就学前教育推進課] | 4 2 |
| (2) 令和3年度足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）の実施について | [学務課] | 4 4 |
| (3) 学校給食費保護者負担軽減対策の継続について | [学務課] | 4 6 |
| (4) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について | [子ども施設指導・支援担当課] | 4 7 |
| (5) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について | [子ども施設入園課] | 4 9 |
| (6) 「クイズdeチャレンジ!百人一首」の実施について | [青少年課] | 5 0 |
| (7) 「光る一手!三手詰の詰将棋を作ってみよう!」の実施について | [青少年課] | 5 3 |
| (8) 事業実施報告・実施予定 | [青少年課] | 5 4 |
| (9) 「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について | [子ども施設整備課] | 5 5 |
| (10) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社第二次中期事業計画について | [生涯学習振興公社] | 5 6 |
| (11) 行事实施結果・実施予定 | [生涯学習振興公社] | 5 7 |

第 5 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則
足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項後段を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症関連の育英資金緊急対策として、返済猶予を行うにあたり、返済規定の緩和に伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、育英資金の返済が困難な方に対し、緊急支援対策として、返済猶予を継続して行う。 ついては、返済再開時に返済月額が増額しないようにするため、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 5～6、新旧対照表を参照） 償還方法の変更又は減免の第 1 2 条第 1 項後段を削る。</p> <p>3 施行年月日 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>4 制度の概要（参考） P 7のとおり</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>足立区育英資金条例施行規則 (償還方法の変更又は減免)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。<u>この場合における変更は、条例第8条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。</u></p> <p>(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。</p> <p>(1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。</p>	<p>足立区育英資金条例施行規則 (償還方法の変更又は減免)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。</p> <p>(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 大学又は大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。</p> <p>(1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。</p> <p>(2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還</p>

改正前	改正後
<p>(2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要があるとき。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。この場合において、条例第6条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。</p>	<p>を猶予し、かつ、償還開始から15年以上経過しても、なお償還ができないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要があるとき。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、区長に申請しなければならない。この場合において、条例第6条の連帯保証人がいるときにあつては、連帯保証人と連署して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

令和3年度 足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）実施概要

令和2年度に実施した緊急対策を令和3年度においても以下のとおり実施する。

1 返済猶予

- (1) 対象者 約400名のうち返済猶予を希望する者
【対象者内訳】
- | | | |
|---|----------------------------|------|
| ア | 令和3年4月から返済開始となる者（※ 増減あり） | 18名 |
| イ | 令和3年5月末まで返済猶予を利用している者 | 54名 |
| ウ | 上記ア、イ以外で令和3年4月以降も育英資金返済中の者 | 328名 |
- (2) 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について、当月分から令和4年3月31日までを返済猶予。
※ 継続猶予をする者：最大1年10か月間猶予（令和2年6月分～令和4年3月分）
※ 猶予期間は、返済期間15年に含めない。
- (3) 返済再開 令和4年4月分から自動的に返済再開 ※ 猶予前と返済月額の変動はない。
- (4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

2 特別貸付

- (1) 対象者 大学・短大・専門学校の在校生50名
- (2) 対象期間 令和3年4月分～令和4年3月分の修学金
※ 令和4年度以降も貸付を希望した場合は、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- (3) 貸付金額 私立大学等54万円、国公立大学等42万円
- (4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日（50名先着順）
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

3 免除条件付緊急貸付

- (1) 対象者 約130名
【対象者内訳】 令和3年度新規貸付者80名＋特別貸付者50名
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 返済免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を返済免除
- (4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送又は窓口にて提出

第 6 号議案

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について

「足立区長等の給料等に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 1 2 日

件 名	「足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について																
所管部課名	教育指導部教育政策課																
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 条例名 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由 公民較差解消のため、期末手当支給月数を引き下げる。</p> <p>3 条例の主な内容（※ 条例全文は P 1 2 を参照） 区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の期末手当支給月数を、次のとおり引き下げる。 支給月数の引き下げ 3. 1 9 月 → 3. 1 4 月（- 0. 0 5 月）</p> <p>(1) 令和 2 年度 3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 2 0 月</p> <p>(2) 令和 3 年度以降 3 月に支給する期末手当 0. 2 0 月 → 0. 2 5 月 6 月に支給する期末手当 1. 4 7 月 → 1. 4 4 5 月 1 2 月に支給する期末手当 1. 4 7 月 → 1. 4 4 5 月</p> <p>< 参考 ></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">3 月</th> <th style="width: 25%;">6 月</th> <th style="width: 25%;">1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 4 7 月</td> <td>1. 4 7 月</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td><u>0. 2 0 月</u></td> <td>1. 4 7 月</td> <td>1. 4 7 月</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度以降</td> <td><u>0. 2 5 月</u></td> <td><u>1. 4 4 5 月</u></td> <td><u>1. 4 4 5 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施行年月日 (1) 令和 2 年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する (2) 令和 3 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>5 新旧対照表 P 1 0 ~ 1 1 を参照</p>		3 月	6 月	1 2 月	現行	0. 2 5 月	1. 4 7 月	1. 4 7 月	令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 4 7 月	1. 4 7 月	令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月														
現行	0. 2 5 月	1. 4 7 月	1. 4 7 月														
令和 2 年度	<u>0. 2 0 月</u>	1. 4 7 月	1. 4 7 月														
令和 3 年度以降	<u>0. 2 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>	<u>1. 4 4 5 月</u>														
今後の方針																	

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	第1条による改正後
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条1～2 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4～5 (省略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月及び12月に支給する場合においては100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4～5 (省略)</p>

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の147</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>（2） 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の144.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 基準日（給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。）における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>（2） 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第●●号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年●月●●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 足立区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の147」を「100分の144.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

区長等の期末手当の額を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。

2 足総総発第 4 0 9 3 号
令和 3 年 1 月 2 9 日

足立区教育委員会
教育長 定 野 司 様

足立区長
近 藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 3 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 7 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、以下のとおり従事する。

依頼元	従事内容	従事日時
一般社団法人 日本経営協会	オンラインセミナー講師 【「特別講義」ポストコロナ時代の 行政改革（財政・人財育成編）】	3 月 1 9 日（金） 13:00～17:00

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 2 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等</p> <p>(1) オンラインセミナー講師（一般社団法人日本経営協会）</p> <p>【講義テーマ】 「特別講義」ポストコロナ時代の行政改革（財政・人財育成編）</p> <p>【日 時】 令和 3 年 3 月 1 9 日（金） 1 3 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分</p> <p>【場 所】 日本経営協会東京本部 3 階スタジオ （東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 - 1 1 - 8）</p>
今後の方針	従事日の業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図り、対応する。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	図書館を使った調べる学習コンクールの全国審査結果について																																																				
所管部課名	教育指導部教育指導課																																																				
内 容	<p>1 審査結果 () は昨年度実績</p> <p>(1) 入賞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">足立区受賞者数</td> <td style="width: 50%;">全国受賞者総数</td> </tr> <tr> <td>0 (0)</td> <td>29 (30)</td> </tr> </table> <p>(2) 入選</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">足立区受賞者数</th> <th style="width: 35%;">全国受賞者総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良賞</td> <td>1 (4)</td> <td>104 (160)</td> </tr> <tr> <td>奨励賞</td> <td>4 (8)</td> <td>193 (299)</td> </tr> <tr> <td>佳作</td> <td>179 (119)</td> <td>943 (1,540)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 入選作品一覧 (5作品)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">賞</th> <th style="width: 60%;">作品名</th> <th style="width: 30%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良賞</td> <td>人が死なない防災</td> <td>長門小6年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">奨励賞</td> <td>日本に迫る塩害の危機</td> <td>第七中1年</td> </tr> <tr> <td>単位について</td> <td>第十一中1年</td> </tr> <tr> <td>世界の伝統料理から読み取れることとはどのようなことだろうか？</td> <td>東綾瀬中2年</td> </tr> <tr> <td>ほんとうに恐竜は絶滅した？</td> <td>江南中2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 参考 () は昨年度実績</p> <p>(1) 今年度の足立区立小中学校の応募状況</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">小学校</th> <th rowspan="2">中学校</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>低学年</th> <th>中学年</th> <th>高学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募総数</td> <td>1,029 (713)</td> <td>2,492 (1,414)</td> <td>2,935 (2,286)</td> <td>2,699 (2,189)</td> <td>9,155 (6,602)</td> </tr> <tr> <td>足立区入選 (全国へ出品)</td> <td>21 (18)</td> <td>50 (25)</td> <td>59 (50)</td> <td>54 (38)</td> <td>184 (131)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 団体受賞 足立区教育委員会が「図書館を使った調べる学習活動賞（地域コンクール主催者表彰）」を受賞。 ※ 団体受賞 総務大臣賞 1団体（千葉県TRC八千代中央図書館） 図書館を使った調べる学習活動賞 2団体 （足立区教育委員会、福岡県飯塚市立図書館）</p>	足立区受賞者数	全国受賞者総数	0 (0)	29 (30)		足立区受賞者数	全国受賞者総数	優良賞	1 (4)	104 (160)	奨励賞	4 (8)	193 (299)	佳作	179 (119)	943 (1,540)	賞	作品名	学 校	優良賞	人が死なない防災	長門小6年	奨励賞	日本に迫る塩害の危機	第七中1年	単位について	第十一中1年	世界の伝統料理から読み取れることとはどのようなことだろうか？	東綾瀬中2年	ほんとうに恐竜は絶滅した？	江南中2年		小学校			中学校	合計	低学年	中学年	高学年	応募総数	1,029 (713)	2,492 (1,414)	2,935 (2,286)	2,699 (2,189)	9,155 (6,602)	足立区入選 (全国へ出品)	21 (18)	50 (25)	59 (50)	54 (38)	184 (131)
足立区受賞者数	全国受賞者総数																																																				
0 (0)	29 (30)																																																				
	足立区受賞者数	全国受賞者総数																																																			
優良賞	1 (4)	104 (160)																																																			
奨励賞	4 (8)	193 (299)																																																			
佳作	179 (119)	943 (1,540)																																																			
賞	作品名	学 校																																																			
優良賞	人が死なない防災	長門小6年																																																			
奨励賞	日本に迫る塩害の危機	第七中1年																																																			
	単位について	第十一中1年																																																			
	世界の伝統料理から読み取れることとはどのようなことだろうか？	東綾瀬中2年																																																			
	ほんとうに恐竜は絶滅した？	江南中2年																																																			
	小学校			中学校	合計																																																
	低学年	中学年	高学年																																																		
応募総数	1,029 (713)	2,492 (1,414)	2,935 (2,286)	2,699 (2,189)	9,155 (6,602)																																																
足立区入選 (全国へ出品)	21 (18)	50 (25)	59 (50)	54 (38)	184 (131)																																																
今後の方針	区小中研や区立図書館等との連携をさらに深め、よい作品を周知するとともに教員の指導力向上に努め、作品の質の向上を図る。																																																				

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	校舎窓ガラスの強化に向けた取り組みについて
所管部課名	学校運営部 学校施設課 学校改築担当部 学校改築担当課
内 容	<p>区立小中学校の校舎窓に強化ガラスが設置されていない学校について、強化ガラスへの取り替えを計画しているので報告する。</p> <p>1 目的 児童生徒とともに、避難所として活用される際の避難住民の安全性を確保するため、台風時の強風や地震時の揺れに備えた窓ガラスの強化を図る。</p> <p>2 実施期間 令和3年度から令和5年度の3か年間</p> <p>3 対象校及び枚数 74校 約5万5300枚</p> <p>4 令和3年度改修校及び枚数 25校 約2万1300枚</p> <p>5 所要経費（予定額） 全体工事費 6億800万円（概算） 令和3年度工事費 2億3416万8000円（当初予算案計上額）</p>
今後の方針	強化ガラスへの取り替えを計画的に実施することで、学校施設の安全性を確保していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	防火シャッターへの危害防止装置の取り付けについて
所管部課名	学校運営部 学校施設課 学校改築担当部 学校改築担当課
内 容	<p>区立小中学校の校舎内に設置されている防火シャッターのうち、危害防止装置が設置されていない対象物について、安全装置の取り付けを計画しているので報告する。</p> <p>1 目的 他自治体では過去に防火シャッターに挟まれ、児童生徒の命が奪われる事故が発生している。当区には同様の事故が懸念されるシャッターが60校で513台存在するため、計画的に改修を実施し、安全性を確保する。</p> <p>2 期間 令和3年度から令和5年度の3か年間</p> <p>3 対象校及び台数 60校 513台</p> <p>4 令和3年度改修数 13校 112台</p> <p>5 所要経費（予定額） 全体工事費 2億7100万円（概算） 令和3年度工事費 6080万円（当初予算案計上額）</p> <p>6 改修方法 既存シャッター下部をカッターで切断 鋼製安全装置を既存シャッター下部にボルトで取り付け</p>
今後の方針	児童生徒の安全性の確保を重視し、速やかな改善に取り組み、学校施設の安全性を向上させていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	区立中学校における事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校運営部学校施設課
内 容	<p>区立青井中学校で発生した以下の事故について、示談が成立し、支払いが完了したため報告する。</p> <p>1 事故発生日時 平成30年12月（日時不明）</p> <p>2 事故発生場所 東京都足立区青井（被害者宅）</p> <p>3 被害者 足立区青井在住者</p> <p>4 事故の概要 区立青井中学校部活動の際、誤って蹴りだされたサッカーボールによって、隣接する被害者住居の雨樋が破損した。</p> <p>5 示談成立日 令和3年1月21日</p> <p>6 示談の内容 区は、被害者に対し、当該雨樋の修理費用として27万6870円を支払った（特別区自治体総合賠償責任保険対応）。</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）の結果報告について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）として、令和2年度に実施した「返済猶予」「特別貸付」「免除条件付緊急貸付」について、募集期間が終了したので、以下のとおり結果を報告する。なお、実施概要については、P22のとおりである。</p> <p>1 新型コロナウイルス対策 返済猶予</p> <p>(1) 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日</p> <p>(2) 対象者数 450名（完済者及び弁護士対応を除く）</p> <p>(3) 申請者数 54名</p> <p>(4) 返済猶予者数 53名（申請者54名のうち1名が辞退）</p> <p>(5) 猶予率（返済猶予者数／対象者数） 11.77%</p> <p>2 新型コロナウイルス対策 特別貸付</p> <p>(1) 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日</p> <p>(2) 申請者数 21名</p> <p>(3) 貸付者数（内訳：公立 0件、私立 21件） 21名</p> <p>3 新型コロナウイルス対策 免除条件付緊急貸付</p> <p>(1) 申請期間 令和2年5月18日～令和2年6月30日</p> <p>(2) 対象者数（育英資金貸付継続者） 113名</p> <p>(3) 申請者数 110名</p> <p>(4) 貸付率 97.3%</p>

	<p>4 【拡充】新型コロナウイルス対策 免除条件付緊急貸付</p> <p>(1) 申請期間 令和2年10月21日～令和2年12月15日</p> <p>(2) 対象者数（特別貸付者） 21名</p> <p>(3) 申請者数 21名</p> <p>(4) 貸付率 100%</p>
<p>今後の方針</p>	

令和2年度 足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）実施概要

1 返済猶予

- (1) 対象者 現在、育英資金を返済している社会人450名(長期滞納者等を除く)のうち、返済猶予を希望する者
- (2) 猶予期間 毎月15日(閉庁日の場合は直近の開庁日)までの受付分について
当月分から令和3年5月分までを返済猶予
※ 最大1年間猶予(令和2年6月分～令和3年5月分)
- (3) 返済再開 令和3年6月分から自動的に返済再開
- (4) 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

2 特別貸付 (大学・短大生・専門学校生対象では23区初)

- (1) 対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名
- (2) 対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分の修学金
令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- (3) 貸付金額 私立大学等54万円 国公立大学等42万円
- (4) 申請期間 令和2年5月18日～令和2年12月15日(100名先着順)
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

3 免除条件付緊急貸付 (大学・短大生・専門学校生対象では23区初)

- (1) 対象者 ① 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生113名のうち、追加貸付を希望する者
② **【拡充】** 足立区育英資金特別貸付を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生100名のうち、追加貸付を希望する者
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を返済免除
- (4) 申請期間 ① 令和2年 5月18日～令和2年 6月30日
② 令和2年10月21日～令和2年12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて提出

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	多子世帯に対する学校給食費の補助について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、予算案の議決を得られた際には、以下のとおり学校給食費の補助を令和3年度から実施していく。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 第2子を半額補助、第3子以降を全額補助</p> <p>(2) 保護者が学校に支払った学校給食費について、学校に対象児童・生徒の納付状況を確認</p> <p>(3) 区から保護者へ、年2回に分けて補助金を支給</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) 足立区立小・中学校に3人以上の児童・生徒が在籍する世帯 ※ 私立・都立・足立区外の区立学校への通学者は除く</p> <p>(2) 足立区内に住所を有する世帯</p> <p>(3) 生活保護や就学援助を受給していない世帯</p> <p>(4) 前期・後期それぞれの対象給食費において、以下の基準日時点で滞納がない世帯</p> <p>ア 前期（4～7月分の対象給食費）…8月1日時点</p> <p>イ 後期（9～3月分の対象給食費）…3月1日時点</p> <p>3 対象人数（見込）等</p> <p>(1) 対象人数 合計2320人</p> <p>ア 第2子 1100人 (小学校：900人、中学校：200人)</p> <p>イ 第3子以降 1220人 (小学校：1200人、中学校：20人)</p> <p>(2) 予算額 年間8873万5000円</p>
今後の方針	<p>【保護者への周知方法】</p> <p>(1) 足立区立小・中学校に3人以上在籍する世帯に本補助金の申請書を区から送付する際に、詳細を記載したチラシを同封</p> <p>(2) 区ホームページ</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	足立区学校施設の個別計画の策定について
所 管 部 課 名	学校改築担当部 学校改築担当課 学校運営部 学校施設課
内 容	<p>足立区立小学校・中学校における今後の改築・改修等の方針を個別計画として策定したので報告する（別添資料1）。</p> <p>1 策定の目的 学校施設の計画的な改築や大規模改修を行うための長寿命化の方針を定め、施設の改築・改修コストの平準化と縮減方法を検討し、その実施計画を策定する。 本計画は、令和3年度以降の学校施設の改築・改修の実施にあたり、国の交付金導入の前提となるものである。</p> <p>2 計画期間 文部科学省から概ね10年以上の計画とすることが示されているため、計画期間を以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度から令和14年度まで（計画期間・12年間） ・ 令和3年度から令和10年度まで（実施計画期間・8年間） <p>3 対象施設数 小学校69校 中学校35校</p> <p>4 基本的な考え方 (1) 目標使用年数 原則として82年とする。ただし、コンクリート躯体の圧縮強度試験の結果が13.5N/mm²以下の施設は65年とする。 (2) 改修周期 実施時期を単に築年数のみで決定するのではなく、今回の個別計画に基づき、20年周期を目安に予防保全的な大規模改修を実施する。</p> <p>5 実施計画 (1) 改築 実施計画期間8年間において、改築設計に着手する学校数は8校</p>

(2) 大規模改修

実施計画期間8年間において、改修設計に着手する学校数は27校。

6 改築・大規模改修の費用

今後の改築・改修コストの平準化と縮減に向けて、以下の条件をもとに今後8年間の想定費用を算出し、過去5年間の実績額との比較検討を行った。

(1) 改築（仮設校舎建設費用は含まず）

	想定床面積	m ² 単価	改築費
小学校	8,000 m ²	50万円	40億円
中学校	12,000 m ²		60億円

- ・ 想定床面積は平成26年度以降に竣工した学校の面積をもとに、近年の教育環境の変化や災害時の避難所活用を考慮
- ・ m²単価は現在の施工単価の実績額を採用

(2) 大規模改修

	大規模改修費
小学校	9億円
中学校	

- ・ 平成26年度以降の維持費・保全費の実績額をもとに、学習環境や生活環境の向上のための想定予算を加算して算定

7 今後の改築・改修コスト

今後8年間のコスト総額は612億4000万円となり、過去5年間の実績額と比較すると5分の4程度の額まで抑制できる結果となった。

ただし、実施計画期間以降も計画的な改築や大規模改修を実施する必要があるため、将来に向けた財源の確保が課題となる。

問題点
今後の方針

本計画に基づき、区の諸課題に対応した総合的な観点から施設マネジメントの実践を目指す。
区の上位計画と整合性を図りながら、関係課と連携して本計画の見直しを的確に行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																																						
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																																						
内 容	<p>子ども施設指定管理者17施設の令和元年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>なお、評価方法について課題と考えており、検討を行ったが、根本的な見直しには時間を要するため、次年度の評価時までには、評価項目の内容等を精査し、見直しを行っていく。</p> <p>1 開催日時 令和3年1月20日（水） 午前8時45分から午前10時まで</p> <p>2 開催方法 ウェブ会議</p> <p>3 主な業務内容 (1) 保育事業の実施に係る業務 (2) 施設の維持管理に関する業務</p> <p>4 評価対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日</p> <p>5 評価方法 委員会での提出資料の確認及び実地調査により実施。 ＜確認資料＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 60%;">基本協定書</td> <td style="width: 10%;">10</td> <td style="width: 25%;">会計経理</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>年度協定書</td> <td>11</td> <td>サービスの評価</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>保守・点検完了報告書</td> <td>12</td> <td>保育の基本原則</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>施設・設備点検完了報告書</td> <td>13</td> <td>全体・長期・短期計画</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>防災への配慮</td> <td>14</td> <td>小学校との連携</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>防犯への配慮</td> <td>15</td> <td>食育計画</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>事故への対応</td> <td>16</td> <td>保健計画</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>個人情報取扱い</td> <td>17</td> <td>乳幼児突然死症候群</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>職員研修</td> <td>18</td> <td>調理衛生管理</td> </tr> </table>			1	基本協定書	10	会計経理	2	年度協定書	11	サービスの評価	3	保守・点検完了報告書	12	保育の基本原則	4	施設・設備点検完了報告書	13	全体・長期・短期計画	5	防災への配慮	14	小学校との連携	6	防犯への配慮	15	食育計画	7	事故への対応	16	保健計画	8	個人情報取扱い	17	乳幼児突然死症候群	9	職員研修	18	調理衛生管理
1	基本協定書	10	会計経理																																				
2	年度協定書	11	サービスの評価																																				
3	保守・点検完了報告書	12	保育の基本原則																																				
4	施設・設備点検完了報告書	13	全体・長期・短期計画																																				
5	防災への配慮	14	小学校との連携																																				
6	防犯への配慮	15	食育計画																																				
7	事故への対応	16	保健計画																																				
8	個人情報取扱い	17	乳幼児突然死症候群																																				
9	職員研修	18	調理衛生管理																																				

6 施設名称及び評価結果等 (満点180点・評価点順)

No.	施設名称 指定管理料 (円)	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100 (%)	評価
1	千住保育園 204,827,693	(福) 太陽会 小倉 將信	176.6	98.1 %	A+
2	新田おひさま保育園 112,155,539	(福) 太陽会 小倉 將信	176.5	98.1 %	A+
3	さつき保育園 221,694,908	(福) 江北会 野口 澄夫	171.9	95.5 %	A+
4	興本保育園 178,329,622	(福) 太陽会 小倉 將信	171.0	95.0 %	A+
5	竹の塚北保育園 202,582,026	(福) 三樹会 細野 智樹	170.9	94.9 %	A+
6	竹の塚保育園 203,013,407	(株) ネッセスタイルケア 滝山 真也	170.1	94.5 %	A+
7	青井おひさま保育園 102,888,608	(福) 水の会 小林 信子	169.2	94.0 %	A
8	せきや保育園 145,388,708	(福) 桑の実会 桑原 哲也	166.7	92.6 %	A
9	五反野保育園 225,661,783	(株) 日本保育サービス 西井 直人	166.3	92.4 %	A
10	水神橋保育園 192,017,837	(福) 聖華 白須賀 まり子	165.9	92.2 %	A
11	谷在家保育園 138,258,077	(福) わかば会 石川 美和子	165.7	92.1 %	A
12	やよい保育園 200,727,871	(福) 博友会 川下 勝利	165.5	91.9 %	A
13	青井保育園 211,208,623	(福) からしだね 春見 静子	164.3	91.3 %	A
14	伊興大境保育園 175,250,928	(福) 高砂福祉会 石川 美和子	160.1	88.9 %	A
15	東保木間保育園 172,537,419	(福) 高砂福祉会 石川 美和子	157.7	87.6 %	A
⑩	新田三丁目なかよし保育園 87,084,278	(福) 南流山福祉会 西臣 正男	151.1	83.9 %	A-
⑪	新田さくら保育園 126,610,784	(福) じろう会 久芳 敬裕	136.8	76.0 %	B+

※ 評価項目及び評価基準は、評価結果資料(別添資料2)を参照
 ⑩、⑪の園については、園全体の評価にかかわらず、財務状況の評価
 評価点が低いため、改善に向けて強力に指導していく。

評価基準	A+	170以上
	A	170未満～153以上
	A-	153未満～144以上
	B+	144未満～135以上
	B	135未満～117以上
	B-	117未満～108以上
	C	108未満



合格

経営診断を行い
改善を指導する。

7 委員会委員構成（計6名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	田代 惠美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授
	鈴木 欽哉	公認会計士
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員
	高橋 将郎	青少年委員
区職員	松野 美幸	子ども家庭部長
	川口 真澄	待機児対策室長

8 委員会での主な意見と対応等

(1) 昨年度新田地区の3園を視察したが、現地を確認すると園の状況が良く分かる。今後も各園の現地確認を行うべき。

対応策：各園の現地確認を実施する。

(2) 「適切な財務管理・財産管理が行われている」の評価項目で、財務諸表が未提出のため評価が低くなっている園について、公認会計士協会として経営診断など協力できる可能性がある。

対応策：必要に応じて協力を依頼する。

今後の方針

- (1) 指定管理者制度の評価については、特に財務状況に関する評価結果の反映方法を次年度に向けて全庁的に見直していく。
- (2) 今回の評価結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導する。
- (3) 今回の評価にあたり、提出を義務付けている書類が未提出となっている2園については、協定第16条に違反しているため、あらためて提出を求め、一定期間を経て提出がされない場合は、協定第20条に基づき指定の取り消しも含め、厳しく指導していく。
- (4) 子ども・子育て支援対策調査特別委員会に評価結果を報告後、足立区ホームページに掲載する。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	新田三丁目なかよし保育園の運営状況について																																										
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設運営課																																										
内 容	<p>令和2年12月1日より直営化を行った足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営状況について報告する。</p> <p>1 区直営化後の運営経過</p> <p>同園の区直営化では、緊急対応で区職員を配置するとともに、会計年度任用職員を雇用し安全安心な保育の継続を進めてきた。職員が不足する時間帯には、本庁舎や近隣園から職員を派遣して補っている。</p> <p>また、区直営化後の園児の保育状況を伝えるため、下記日程でクラス別に保護者会を開き、園長とクラス担任が、保護者の思いを共有した。</p> <p>【保護者会日程・参加者（令和2年12月実施）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">クラス 日程等</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 程</td> <td>14(月)</td> <td>15(火)</td> <td>17(木)</td> <td>18(金)</td> <td>22(火)</td> <td>5日間</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>5人</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いずれも、午後4時から1時間程度開催</p> <p>2 心理士の派遣</p> <p>区直営化に伴う保護者説明会で、園児や保護者の精神的なフォローについての要望があり、こども支援センターげんきから心理士を派遣している。</p> <p>環境の変化に伴う児童への大きな影響は見られないが、今後も継続的に状況を確認し園の安定化をはかっていく。</p> <p>派遣状況は「新田三丁目なかよし保育園 心理士訪問記録（12月実施分）」（P31～32参照）のとおり。</p> <p>3 令和3年4月の利用見込み</p> <p>令和5年3月に閉園することから現2歳児を中心に転園希望者が出ており、令和3年4月の利用見込みは、下記のとおり。</p> <p>【令和3年4月の利用見込み（令和3年1月21日現在、予測）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">クラス 利用見込み</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 測</td> <td>0人</td> <td>4人</td> <td>2人</td> <td>9人</td> <td>6人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>現 在</td> <td>5人</td> <td>4人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> <td>5人</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	クラス 日程等	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	日 程	14(月)	15(火)	17(木)	18(金)	22(火)	5日間	参加者	3人	4人	7人	7人	5人	26人	クラス 利用見込み	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	予 測	0人	4人	2人	9人	6人	21人	現 在	5人	4人	9人	7人	5人	30人
クラス 日程等	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																																					
日 程	14(月)	15(火)	17(木)	18(金)	22(火)	5日間																																					
参加者	3人	4人	7人	7人	5人	26人																																					
クラス 利用見込み	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																																					
予 測	0人	4人	2人	9人	6人	21人																																					
現 在	5人	4人	9人	7人	5人	30人																																					

<p>問題点 今後の方針</p>	<p>新田三丁目なかよし保育園の運営については、早急に保護者会を開催する等、保護者からの要望を十分に受け止めるとともに、園だより等での情報発信により、保護者の安心感と保育者への信頼感を得てきている。</p> <p>今後も園児にも保護者にも不安の無いよう引き続き対応していく。</p>
----------------------	---

新田三丁目なかよし保育園 心理士訪問記録（12月実施分）

1 目的

環境の変化に児童がスムーズに適応できるよう、行動観察を通し早期に不安に気づき対応の助言を行う。

2 方法

該当園担当の心理判定士と常勤心理士の2人で園を訪問し観察する。
その後、園職員と検討し、対応方法の確認をしていく。

3 実施内容（12月実施分）

No.	訪問日	内 容	派遣数	観察児童数	保護者面談
1	4日 (金)	園全体の行動観察 所内での今後の支 援方針検討	心理士 2人	1歳児：5人 2歳児：6人 3歳児：7人 4歳児：7人 5歳児：5人 計30人	希望無し
2	11日 (金)	園全体の行動観察 園職員とのカンフ ァレンス	心理士 2人	1歳児：4人 2歳児：7人 3歳児：7人 4歳児：6人 5歳児：5人 計29人	希望無し
3	15日 (火)	園全体の行動観察 園職員とのカンフ ァレンス	心理士 2人	3歳児：8人 4歳児：7人 5歳児：5人 計20人	希望無し
4	22日 (火)	園全体の行動観察 園職員とのカンフ ァレンス	心理士 2人	1歳児：5人 2歳児：6人 3歳児：7人 4歳児：7人 5歳児：5人 計30人	希望無し
計	4回 (日)		延べ 8人	延べ観察児童 109人	0人

4 全体のまとめ

運営体制の変更に伴って情緒的に大きく混乱している児童は見られないが、チック様の行動（咳払いやまばたき）を示す児童や、少しずつ保育士との距離を近づけている児童などが見られ、今後の状況の変化が見られる可能性があるため、継続して状況を把握していくことが必要である。

イレギュラーな状況への対応となっているため、保育士の精神的な負荷が高く、訪問する毎に表情が暗くなっている職員もいる。在園児に対して適切な保育を提供するためにも、フォローが望まれる。

5 その他

担当心理士は該当園の担当は2年目である。「気づきのしくみ」実施園のため、年長・年中児のクラス全体の行動観察は実施している。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	新田地区公立保育園の再編について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>現在、新田地区には区立保育園が4園あり（うち直営園2園、公設民営保育園2園）、新田三丁目なかよし保育園については、令和2年8月時点での保育需要予測から、この地区の他園での需要充足が可能と確認できたため、令和5年3月での閉園を決定している。</p> <p>他の3園についても、将来的な老朽化による施設更新やプレハブ園舎であることによる閉園を控えており、計画的な再編が必要となっている。</p> <p style="text-align: center;">新田地区再編の基本スキーム</p> <p style="text-align: center;">令和2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度 12年度</p> <p>1 新田さくら保育園 新田さくら保育園は、新田一丁目の都営住宅を間借りし運営しているが、現在、都営住宅は建て替え工事を行っている状況である。 当初建て替えによる創出用地に新たな私立保育所を建設することで令和5年度に完全民営化を予定していたが、大幅な工事の遅延が発生している。 完全民営化に向けた日程は現在調整中である。</p> <p>2 新田おひさま保育園 新田おひさま保育園は、新田地区の一時的な需要に対応するため、平成23年よりプレハブ園舎による運営を行っている。 今後、新田さくら保育園及び新田わかば保育園の2園の建て替え又は改築工事を予定しているため、他園の更新時期に合わせ、閉園時期を見極めていく必要がある。</p>

2園の施設状況に合わせて、最新の需要予測をもとに新田おひさま保育園の定員の調整も行っていく。

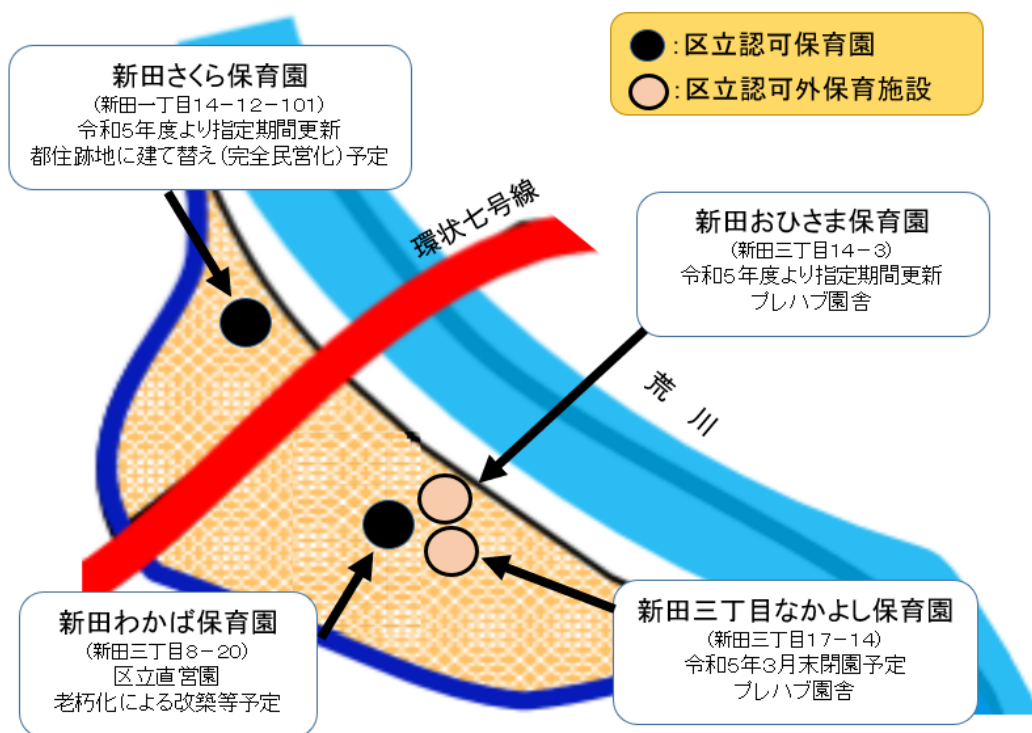
※ 新田さくら保育園及び新田おひさま保育園は、現在の指定期間が令和5年3月で終了となる。今後の更新時期を踏まえ、来年度実施する次期指定管理者の選定方法及び指定期間を設定する。

3 新田わかば保育園

新田わかば保育園は、昭和41年度建築の園舎となっており、老朽化による施設更新が必要な状況である。

区の拠点園として、今後の施設更新に向け実施方法やスケジュール等を調整する。

(参考) 新田地区公立保育園の概要



今後の方針

新田地区においては、新田わかば保育園を更新し区立直営園として存続させ、この地区での公立園としての役割を担っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	ペアレント・メンター事業委託事業者選定委員会の審査結果について									
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課									
内 容	<p>公募型プロポーザル方式によるペアレント・メンター事業委託事業者の選定結果について、次のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 ペアレント・メンター事業委託</p> <p>2 業務概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある子どもの対応に悩んでいる保護者（養育者含む）の相談支援を行う。 ・ 発達障がいのある子どもの育児経験を有する保護者をメンターとして育成する。 ・ 発達障がいのある子どもの保護者の孤立を防ぎ、発達障がい者への正しい理解を促進する。 <p>3 選定委員会（プレゼンテーション）開催日 令和3年1月25日（月）</p> <p>4 選定委員 5名（学識経験者1名、区民2名、区立小学校長代表1名、区職員1名）</p> <p>5 審査対象事業者 2者（提案書提出事業者 2者）</p> <p>6 審査結果 ※ 詳細はP37参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">提案事業者</th> <th style="width: 25%;">得点 (満点1,575点) ※ 区内加算あり</th> <th style="width: 25%;">得点率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人ねっとワーキング</td> <td style="text-align: center;">1,367点</td> <td style="text-align: center;">87%</td> </tr> <tr> <td>第2順位事業者</td> <td style="text-align: center;">1,072点</td> <td style="text-align: center;">68%</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 提案書特定事業者 一般社団法人ねっとワーキング (所在地：足立区青井3-7-17 2F)</p>	提案事業者	得点 (満点1,575点) ※ 区内加算あり	得点率	一般社団法人ねっとワーキング	1,367点	87%	第2順位事業者	1,072点	68%
提案事業者	得点 (満点1,575点) ※ 区内加算あり	得点率								
一般社団法人ねっとワーキング	1,367点	87%								
第2順位事業者	1,072点	68%								

	<p>8 提案書特定日 令和3年2月1日（月）</p> <p>9 提案見積金額 560万円（消費税込）</p> <p>10 提案書特定事業者の主な特長 (1) メンターの育成計画が具体的に提案された。 (2) 多様なニーズに応じる支援策を提案している。 (3) ライフステージを見据えた支援策が提案された。</p> <p>11 今後のスケジュール 令和3年3月 契約締結 令和3年4月 事業開始 令和4年3月 事業終了 ※ ペアレント・メンター事業委託事業者評価委員会で 事業評価を行い、2回まで契約延長可</p>
<p>今後の方針</p>	<p>事業の円滑な実施に向け、委託事業者と緊密に連携して準備を進める。</p>

ペアレント・メンター事業委託 提案書特定結果

対象業務名				配点	業者名	
ペアレント・メンター事業委託					第一順位	第二順位
項番	評価項目				得点	得点
	分類	指標				
1	提案内容	メンターの募集方法等は適切か	メンターの募集(募集方法、募集計画、対象年齢層等)の適切性	100	95	68
2		メンターの養成研修の計画及び遂行体制は適切か	メンターの養成研修(養成研修の開始時期、実施計画、実施方法、カリキュラム、テキスト等)の適切性	100	85	85
3		コーディネーターの資質は適切か	コーディネーターの資質(資格、経験等)、メンターのスーパーバイズ、スキル評価の方法の適切性	150	109	109
4		相談事業の遂行体制及び実施手順は適切か	相談事業の遂行体制及び実施手順(相談事業の開始時期、メンターの人数及び分担、支援評価の方法、引継ぎの実施方法等、支援可能人数等)の適切性	150	134	89
5		業務の個人情報保護対策は適切か	個人情報保護対策の適切性	150	119	98
6		業務の危機管理体制は適切か	事故・クレームに対する対処方法の適切性	150	134	104
7		障がいをもつ保護者支援に関する事業の精通度	障がいをもつ保護者支援に関する事業の精通度	150	134	101
8		業務に必要な経験・ノウハウを有しているか	当該事業に活用できるアピールポイント(傾聴等この事業を実施するにあたり必要とする知識、技能。同種・類似の業務実績等)	150	134	126
9		地域との連携体制は妥当か	関係機関との連携方法の具体性	100	90	75
10		効果が期待できる独自の提案がなされているか	本事業を必要とする支援対象者への効果的な周知及び利用者増につながる効果が期待できる独自の提案	200	160	150
11	コスト	コストは妥当か	提案見積価格	50	50	26
12	プレゼンテーション	プレゼンテーションを総合的に見た評価	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	50	48	41
合計				1,500	1,292	1,072

項番	評価項目			得点	得点
	分類	説明	評価基準(得点)		
1	区内業者	区内に本店がある場合	合計点に15点を加点	75	75
2	区内業者	区内に支店がある場合	合計点に10点を加点	50	0
総 計				1,367	1,072

順位				1	2

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	令和3年度のチャレンジ学級の運営方法について																																																																						
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																						
内 容	<p>令和3年度から、チャレンジ学級の運営方法の一部を変更する。</p> <p>1 小学生専用教室の設置</p> <p>【現 状】小学生も中学生と同室での学習活動をしている。 ↓ 【令和3年度から】小学生専用の教室を設置する。</p> <p>チャレンジ学級正式通級の児童・生徒数（R2年度は12月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小3</th> <th>小4</th> <th>小5</th> <th>小6</th> <th>小学生計</th> <th>中1</th> <th>中2</th> <th>中3</th> <th>中学生計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>44</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>53</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>22</td> <td>41</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1※1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>37</td> <td>63</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>39</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>(※2)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(6)</td> <td>(6)</td> <td>(16)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1 R1年の小3欄は小2の数（小3は0人） ※2 チャレンジ学級体験生（正式通級前の児童）</p> <p>2 中学生の制服について</p> <p>【現 状】原則、在籍校の校則に準じて、制服で通級している。 ↓ 【令和3年度から】制服の問題で通級できない生徒の通級が可能となるよう、制服以外（一定の基準は設ける）の通級も可能とする。また、学校の環境に近い形の「あすテップ」と区別する。</p>	年度	小3	小4	小5	小6	小学生計	中1	中2	中3	中学生計	H28	1	0	1	5	7	4	26	44	74	H29	0	1	0	2	3	12	18	53	83	H30	1	1	3	2	7	8	22	41	71	R1	1※1	0	2	7	10	13	37	63	113	R2	0	1	1	4	6	9	19	39	67	(※2)	(2)	(2)	(6)	(6)	(16)				
年度	小3	小4	小5	小6	小学生計	中1	中2	中3	中学生計																																																														
H28	1	0	1	5	7	4	26	44	74																																																														
H29	0	1	0	2	3	12	18	53	83																																																														
H30	1	1	3	2	7	8	22	41	71																																																														
R1	1※1	0	2	7	10	13	37	63	113																																																														
R2	0	1	1	4	6	9	19	39	67																																																														
(※2)	(2)	(2)	(6)	(6)	(16)																																																																		
今後の方針	小学生専用教室については、4月より西新井教室にて対応を開始する。																																																																						

教 育 委 員 会 報 告

令和3年2月12日

件 名	不登校児童のための家庭学習支援事業委託事業者選定委員会の審査結果について									
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課									
内 容	<p>公募型プロポーザル方式による不登校児童のための家庭学習支援事業委託事業者の選定結果について、次のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 不登校児童のための家庭学習支援事業委託</p> <p>2 業務概要 教育相談課の不登校対策会議にて、外出困難な子どもたちの中から家庭学習支援事業の対象者として決定した児童に対し、今回特定した事業者が、自宅への家庭教師の派遣やICTを活用したオンライン授業を行う。</p> <p>3 選定委員会（プレゼンテーション）開催日 令和3年2月1日（月）</p> <p>4 選定委員 5名（学識経験者2名、区民1名、小学校長代表1名、区職員1名）</p> <p>5 審査対象事業者 2者（提案書提出事業者 2者）</p> <p>6 審査結果 ※ 詳細はP41参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">提案事業者</th> <th style="width: 30%;">得点（満点500点） ※ 区内加算あり</th> <th style="width: 30%;">得点率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社キズキ</td> <td style="text-align: center;">427点</td> <td style="text-align: center;">85%</td> </tr> <tr> <td>第2順位事業者</td> <td style="text-align: center;">285点</td> <td style="text-align: center;">57%</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 提案書特定事業者 株式会社キズキ （所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-7-202）</p>	提案事業者	得点（満点500点） ※ 区内加算あり	得点率	株式会社キズキ	427点	85%	第2順位事業者	285点	57%
提案事業者	得点（満点500点） ※ 区内加算あり	得点率								
株式会社キズキ	427点	85%								
第2順位事業者	285点	57%								

	<p>8 提案書特定日 令和3年2月2日（火）</p> <p>9 提案見積金額 10,950,984円（消費税込）</p> <p>10 提案書特定事業者の主な特長 (1) 学習支援だけではなく、家庭支援も含めた提案であり、特に対面での支援を重視していた。 (2) 学校との連携を重視した提案であった。 (3) 講師の人材確保では、不登校支援に特化した採用基準を定めるなど事業の趣旨に応じた提案であった。</p> <p>11 今後のスケジュール 令和3年3月 契約締結 令和3年4月～5月 対象者の選定 令和3年6月 事業開始 令和4年3月 事業終了 ※ 不登校児童のための家庭学習支援事業委託事業者評価委員会で事業評価を行い、2回まで契約延長可</p>
<p>今後の方針</p>	<p>事業の円滑な実施に向け、委託事業者と緊密に連携して準備を進める。</p>

不登校児童のための家庭学習支援事業 提案書特定結果

対象業務名		評価項目	配点	業者名		
不登校児童のための家庭学習支援事業				第一順位	第二順位	
項番	分類	指標	得点	得点	得点	
1	業務の理解度	課題の把握や業務の理解度は十分か	不登校児童に対する考え方、支援の具体的な視点	50	45	29
2	提案内容の的確性	業務実施手順や方法は妥当か	支援の手順、実施フローの妥当性	50	43	26
3	コスト	コストは妥当か	提案見積価格	50	25	25
4	特定テーマに対する取組姿勢	取組姿勢の明確性 付随・関連業務への適切な対応度	児童に寄り添い、家庭、学校、行政、その他関係者をつなぐコーディネートを含めた事業展開ができるか 教育委員会との連携 ICTを使った学習支援事業を行えるか	75	66	40
5	子どもへの支援についての基本的考え方・基本的方法	支援方法の具体性、的確さ	子どもに寄り添う姿勢の有無、支援方法の具体性	75	71	44
6	保護者との関りについての基本的考え方・基本的方法	保護者の心情への配慮、接し方の具体性	保護者と接する際の方針の具体性、保護者との接触頻度	50	46	29
7	支援者の採用・養成の方針や方法	組織の理念や支援者育成方針の明確さ、育成方法の具体性	組織の理念、支援者の育成の的確さ、研修方法の具体性	75	66	44
8	学校との連携に関する方針や方法	連携の目的や相手方についての具体性	学校との連携方針の具体性、的確さ	50	43	29
9	子どもの安全・人権・個人情報への配慮	支援者の資格等の有無、配慮の具体性	子どもの安全・人権・個人情報への配慮についての指導	25	22	19
合 計				500	427	285

項番	分類	評価項目		加点	得点	得点
		説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店がある場合	合計点に5点を加点	25	0	0
2	区内業者	区内に支店がある場合	合計点に3点を加点	15	0	0
総 計					427	285

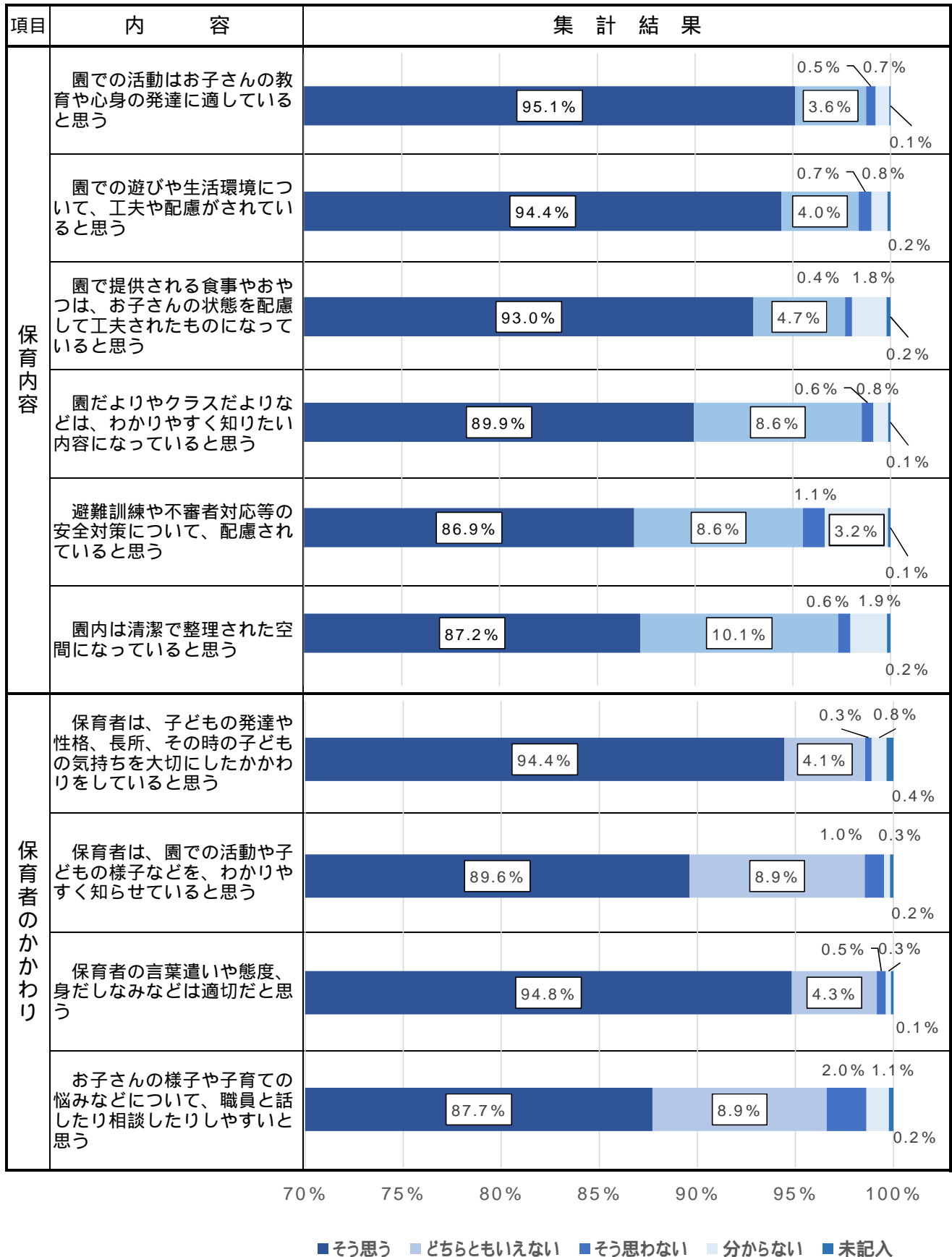
順 位	1	2

教育委員会情報連絡

令和3年2月12日

件名	区立園における「園運営に関するアンケート」結果について
所管部課名	教育指導部就学前教育推進課
内容	<p>区立保育園・こども園の「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について以下の通り報告する。</p> <p>1 実施概要</p> <p>(1) 実施時期 令和2年11月中旬～12月上旬</p> <p>(2) 対象園数 区立園25園（第三者評価を受けた5園は対象外）</p> <p>(3) 対象者数 区立園児保護者2279人</p> <p>(4) 回収率 87%（1985人）</p> <p>2 結果概要（詳細はP43参照）</p> <p>※ アンケートは、「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」「わからない」の4択で回答</p> <p>(1) 全体結果 <u>「そう思う」と回答した保護者の割合の全園平均は、すべての項目で85%を超えた。</u>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、日常生活から園行事まで例年とは異なる状況であったが、<u>昨年度とほぼ同等の評価</u>となった。</p> <p>(2) 比較的低い項目 以下の項目では、「そう思う」と答えた保護者の割合が、昨年同様若干低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練や不審者対応等の安全対策について、配慮されていると思う。 ・ 園内は清潔で整理されて空間になっている。 ・ お子さんの様子や子育ての悩みなどについて、職員と話したり相談したりしやすいと思う。
今後の方針	

園運営アンケート結果（全体集計）



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年2月12日

件 名	令和3年度足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）の実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症関連の育英資金緊急対策について、予算案の議決を得られた際には令和3年度も以下のとおり実施する。</p> <p>1 返済猶予</p> <p>(1) 対象者 約400名のうち返済猶予を希望する者 【対象者内訳】 ア 令和3年4月から返済開始となる者 (※ 増減あり) 18名 イ 令和3年5月末まで返済猶予を利用している者 54名 ウ 上記ア、イ以外で令和3年4月以降も育英資金返済中の者 328名</p> <p>(2) 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について、当月分から令和4年3月31日までを返済猶予 ※ 継続猶予をする者：最大1年10か月間猶予（令和2年6月分～令和4年3月分） ※ 猶予期間は、返済期間15年に含めない。</p> <p>(3) 返済再開 令和4年4月分から自動的に返済再開 ※ 猶予前と返済月額の変動はない。</p> <p>(4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日</p> <p>(5) 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出</p> <p>2 特別貸付</p> <p>(1) 対象者 大学・短大・専門学校の在校生50名</p> <p>(2) 対象期間 令和3年4月分～令和4年3月分の修学金 ※ 令和4年度以降も貸付を希望した場合は、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続</p> <p>(3) 貸付金額 私立大学等54万円、国公立大学等42万円</p> <p>(4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日 (50名先着順)</p>

	<p>(5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出</p> <p>3 免除条件付緊急貸付</p> <p>(1) 対象者 約130名 【対象者内訳】 令和3年度新規貸付者80名＋特別貸付者50名</p> <p>(2) 貸付金額 10万円を追加貸付</p> <p>(3) 返済免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を返済免除</p> <p>(4) 申請期間 令和3年4月1日～令和3年12月15日</p> <p>(5) 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送又は窓口提出</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年2月12日

件 名	学校給食費保護者負担軽減対策の継続について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学校給食費における保護者負担軽減対策について、予算案の議決を得られた際には以下のとおり令和3年度末まで継続していく。</p> <p>1 概要</p> <p>令和2年度学校給食費改定額（1食あたり小学校：20円、中学校26円）については、令和2年度に限り全額公費負担とし、3年度からは1食当たり5円を保護者負担とする予定としていた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みて、上述の5円を令和3年度末まで引き続き公費負担する。</p> <p>2 所要経費</p> <p>年間4331万3000円</p>
今後の方針	<p>【周知方法】</p> <p>保護者向け通知を作成し、令和3年4月に学校を通じて周知予定</p>

教育委員会情報連絡

令和3年2月12日

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課 待機児対策室 子ども施設整備課
内容	<p>令和2年度私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 指導検査実施状況と対応</p> <p>(1) 私立認可保育所47施設（全112施設中）</p> <p>(2) 指摘・指導事項については、施設側の理解不足に起因するミスもあるため、子ども施設整備課から全施設に対して改めて指導を徹底する。</p> <p>2 指摘種別等</p> <p>(1) 文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事案</p> <p>(2) 口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事案</p> <p>(3) 助言指導 「文書指摘」又は「口頭指導」に該当せず、水準向上のための事案</p> <p>3 検査結果（主な内容） ※ 括弧書きは令和元年度件数</p> <p>(1) 文書指摘：11件（12件）</p> <p>ア 重要事項を掲示していない：5件（8件）</p> <p>イ おむつ代等の支払を求める際の周知が未実施：2件（0件）</p> <p>ウ 業務（園）日誌が作成されていない：1件（1件）</p> <p>エ 国で認める範囲を超えた本部会計への繰入：1件（2件）</p> <p>オ 園児の怪我に対し区への報告が行われていない：1件（0件）</p> <p>カ 苦情記録が所在不明：1件（0件）</p> <p>➔ 指摘内容について、私立保育園園長会において周知徹底することで全施設で共有するとともに、同様の事例がないかの確認を指示し、巡回訪問時に現地確認を行っていく。</p> <p>(2) 口頭指導：30件（39件）</p> <p>ア 職員の異動届等の区への報告漏れ：20件（16件）</p> <p>イ 教育・保育施設の自己評価を公表していない：4件（1件）</p> <p>ウ 重要事項の項目が一部不足している：2件（5件）</p>

	<p>➔ 施設の自己評価は実施しているものの、結果の公表を失念しているケースが見受けられた。子ども施設整備課と連携し、毎年の評価を公表し確実な改善につなげるよう指導していく。</p> <p>(3) 助言指導：79件（176件）</p> <p>ア 個人のクレジットカード等による支払い：19件（15件）</p> <p>イ 事故簿に完治または治療終了の記録が未記載：16件（10件）</p> <p>ウ 現金出納帳等の補助簿を一部作成していない：12件（99件）</p> <p>➔ 多くの施設でネットショッピングを活用しているが、個人のクレジットカード等での決済によりポイントが還元されていた。多くの施設で同様の事例が想像されることから、私立保育園園長会において注意喚起を行い、振込み等による支払を推奨していく。なお、補助簿の作成等に関する助言については、法人本部や会計事務所等において、支援法に基づく委託費等の会計処理への理解が浸透してきており、昨年と比べ大幅に減少している。</p> <p>4 都の指導検査の状況</p> <p>都の指導検査については5施設で実施された。検査結果については、公表され次第、改めて報告する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>1 各施設に対し検査結果を通知するとともに、区ホームページにて文書指摘事項を公表する。</p> <p>2 後日提出される改善報告書にて改善状況の確認を行うため、現場調査も実施する。</p> <p>3 指摘の多い事項については、私立保育園園長会等を通じて注意喚起を行うだけでなく所管課と連携して重点的に巡回訪問時などに指導・支援を行う。</p>


教育委員会情報連絡

令和3年2月12日

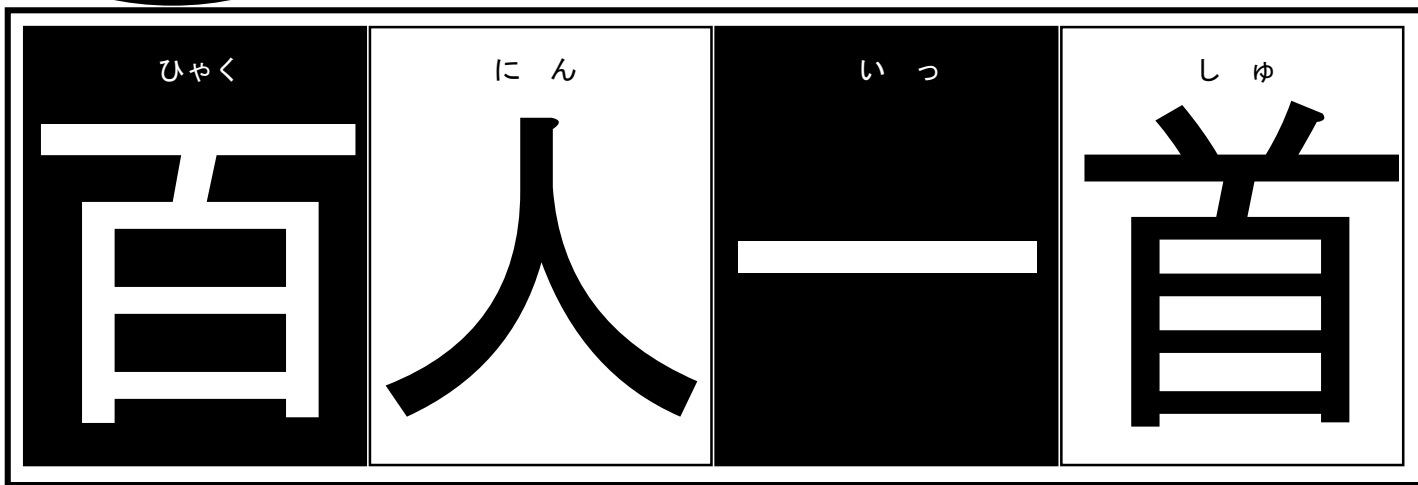
件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内容	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認を行った。</p> <p>1 足立区認定保育ママの認可手続き</p> <p>(1) 認可理由 認可要件として、職員配置や保育室の面積基準のほか給食提供が要件となっているが、このたび3事業者が外部搬入により給食提供を開始したため。</p> <p>(2) 対象事業者</p> <p>ア 氏名：久保田 直美 所在地：千住仲町4番17号 定員：2名</p> <p>イ 氏名：松本 洋好 所在地：千住曙町6番6-605号 定員：2名</p> <p>ウ 氏名：小川 奈津江 所在地：加賀一丁目7番7号 定員：3名</p> <p>(3) 認可年月日 令和3年1月1日</p> <p>2 家庭的保育事業における事業の継承</p> <p>(1) 認可理由 現在開業中の家庭的保育事業者が、近年中に定年等により保育補助者に事業を継がせたいという意向があり、このたび2事業者が事業の継承の準備が整ったため。</p> <p>(2) 対象事業者</p> <p>ア 氏名：上田 優子 所在地：東綾瀬二丁目11番1-8-101号 定員：5名</p> <p>イ 氏名：吉田 由紀子（ぽかぽか保育室） 所在地：西新井六丁目25番27-101号 定員：5名</p> <p>(3) 認可年月日 令和3年4月1日</p>
今後の方針	足立区認定保育ママの残り6名は、令和2年度中に給食提供の準備を行い、令和3年4月1日付けで認可手続きを行えるよう進めていく。

教育委員会情報連絡

令和3年2月12日

件名	「クイズdeチャレンジ!百人一首」の実施について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内容	<p>中止が決定した第12回子ども百人一首大会の代替事業として、小学生、中学生を対象にしたクイズを以下のとおり行う。</p> <p>1 クイズdeチャレンジ!百人一首</p> <p>百人一首を学び、楽しんでもらうために小学生、中学生を対象にクイズを行う。(詳細は、P51~52参照)</p> <p>① チラシ、HPで周知し、QRコードから申込フォーム又は郵送で応募受付する。対象は区内在住、在学の小中学生。</p> <p>② 全問正答者には、大会で配布している参加賞を贈呈する。正解者多数の場合は、500人を抽選する。</p> <p>③ スケジュール</p> <p style="padding-left: 2em;">2月1日に出題、2月15日締切り、3月上旬に正答発表と参加賞送付の予定。区立小中学校在学の児童・生徒については、学校を通じて参加賞を配布する。</p> <div style="text-align: right;">  <p>参加賞見本</p> </div> <p>2 練習用「きまり字かるた」の配布</p> <p>かるたを競技として学ぶ初歩の教材として、小学校で練習に使用している「きまり字かるた」を青少年課で作成し、希望する小中学校に配布する。</p> <p>① 大きさは全日本かるた協会が公式に使用している競技かるたと同寸(縦73mm、横52mm)とする。</p> <p>② 320セット作成し、各校3個を上限に希望数を配布する。</p> <p>③ スケジュール</p> <p style="padding-left: 2em;">1月中旬に希望数調査 2月上旬に製作 3月上旬に配布の予定</p>
今後の方針	クイズは、HP、チラシで広報する。

クイズ de チャレンジ！ ぞん ご存じですか？



いにしへの時代じ だいに挑戦ちょう せん

裏面のクイズに答えて、賞品をGETしよう！ ➡

上の句と下の句を覚えるだけではもったいない！

百人一首は、五・七・五・七・七からなる百首の和歌のことです。

暗記のイメージが強いかもしれませんが、歌に込められた思いや色々な登場人物、

昔の言葉など、魅力がいっぱいにあふれています。

難しいクイズも、家族や友達と一緒に、辞書やインターネットで調べれば簡単にわかる！？

ぜひみんなでチャレンジしてみてください！

● 申込方法

下記問合せ先まで郵送 または
足立区ホームページからアクセスするか、
右のQRコードからお申し込みください。 ➡
※クイズの正解は、申込締切後に区ホームページに掲載



【申込締切日】
2月15日(月)
※問合せ先必着

● 賞品

『かるた札柄 スクエアキーホルダー』を、
全問正解した方のなかから抽選で、500名の方にプレゼント！
※抽選の結果は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。
※賞品は、3月上旬に、学校を通じてお渡しいたします。



個人情報取り扱いについて

今回の募集における個人情報は、『クイズ de チャレンジ！百人一首』のために使用し、足立区青少年課が厳正な管理を行います。

【問合せ先】 足立区教育委員会青少年課青少年事業係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館 6階 TEL:3880-5275 FAX:3880-5641



問1

「小倉百人一首」は、奈良時代から鎌倉時代初期に詠まれた百首の和歌集ですが、製作者は誰でしょう？

- A 紀貫之
- B 藤原定家
- C 山部赤人

解答

問2

次のうち、紫式部の代表作はどれでしょう？

- A 竹取物語
- B 枕草子
- C 源氏物語

解答

問3

百人一首のなかで『太陰暦』が使われた歌が登場しますが、「長月」は何月のことを言うでしょう？

- A 7月
- B 8月
- C 9月

解答

問4

百人一首に登場する歌人のなかに「六歌仙」がいますが、次のうち「六歌仙」に該当する人物は誰でしょう？

- A 紫式部
- B 小野小町
- C 清少納言

解答

問5

次の歌の（ ）に当てはまる言葉は次のうちどれでしょう？

- A 谷
- B 水
- C 山

ちはやぶる 神代も聞かず 龍田川から紅に（ ）くくるとは



解答

問6

次の歌の「玉ぞ散りける」の「玉」とは、何を表しているでしょう？

- A 真珠
- B 鉄砲の弾
- C 木の実

白露に 風の吹きしく 秋の野は づらぬきとめぬ 玉ぞ散りける

解答

問7

百人一首のなかに「月」が登場する歌が詠まれますが、満月から新月に向かい、ちょうど半月になった状態のことを何と呼ぶでしょう？

- A 上弦の月
- B 下弦の月

解答

問8

次の歌の「とまをあらみ」の「とま」とは何を意味しているでしょう？

- A 居間
- B 台所
- C 屋根

秋の田の かりほの庵の とまをあらみ わが衣手は 露にぬれつつ



解答

問9

次の歌が表す意味に近いものは次のうちどれでしょう？

- A 隠していた恋心が、顔に出た
- B 禁じられた恋が、引き裂かれた
- C 報われない恋に、耐えている

忍ぶれど 色に出でにけり わが恋は ものや思ふと 人の問ふまで

解答

問10

百人一首に出てくる土地や地名のことを、何と言うでしょう？

- A 歌枕
- B 枕詞
- C 掛詞



解答

【申込方法】 ●この用紙を問合せ先まで郵送 または ●区HPか、下記QRコードから申し込み

【申込者情報】

小・中 学校 年 組 氏名



教育委員会情報連絡

令和3年2月12日

件名	「光る一手！三手詰の詰将棋を作ってみよう！」の実施について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内容	<p>緊急事態宣言発令により開催を中止した「あだち子ども将棋大会」の代替事業として、「光る一手！三手詰の詰将棋を作ってみよう！」を以下のとおり実施する。</p> <p>1 「光る一手！三手詰の詰将棋を作ってみよう！」 小学生自らが考案した3手詰の詰将棋を募集する。応募作の中から最優秀作1点を選考して表彰する。</p> <p>2 対象 区内在住・在学の小学生</p> <p>3 募集方法 (1) 過去3年間の子ども将棋大会参加校を中心に、小学校に募集チラシを配布する。募集内容はHPにも掲載する。 (2) 参加希望者は、配布するチラシの裏面に最初の局面（駒の配置）を記入するか、実際の将棋盤に駒を配置したものを写真に撮って、3手の詰将棋の手順を記載し、郵送又は持参にて応募してもらう。</p> <p>4 審査方法 審査委員長を、大会の審判長である森内俊之九段に依頼し、最優秀賞1人を選考いただく。</p> <p>5 スケジュール 2月上旬～2月10日 チラシ配布（募集開始は2月15日） 3月1日 応募締切（必着） 3月1日～5日 一次審査 上位20名程度 参加賞 3月5日～12日 最終審査 1名 最優秀賞</p>
今後の方針	自主小学校長会で協力を依頼する。 チラシを作成し学校経由で児童へ配布する。

事業実施報告（1月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	中止
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	中止
あだち日曜教室	10日（日）	ギャラクシティ	中止
科学体験講座	10日（日）	ギャラクシティ	中止
	24日（日）		
成人の日の集い	11日（月）	「動画 de あだち」によるライブ配信	782人 ※1 7,172人 ※2
ジュニアリーダースーパー研修会	17日（日）	梅田地域学習センター	中止
星空観察講座	23日（土）	ギャラクシティ	中止
あだち子ども将棋大会	23日（土）	千寿本町小学校	中止

※1 ライブ最大同時視聴者数

※2 12日午後5時までの視聴者数

事業実施予定（2月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（6回） 2月10日～	新田地域学習センター他	18人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	中止
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	4人
ジュニアリーダースーパー研修会	7日（日）	未定	中止
あだち日曜教室	14日（日）	ギャラクシティ	40人
科学体験講座	14日（日）	ギャラクシティ	30人
	28日（日）		

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年2月12日

件 名	「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について
所管部課名	待機児対策室子ども施設整備課
内 容	<p>区内私立保育施設等の人材確保を支援するため、「令和2年度保育再就職セミナー／足立区保育のお仕事就職面接・相談会」をハローワーク足立及び区民参画推進課と共催で実施した。</p> <p>1 開催日時 令和2年12月22日（火） 午前の部10時～12時30分 / 午後の部13時30分～16時</p> <p>2 内容 (1) 保育再就職セミナー 保育事業者によるPRプレゼンテーション (2) 保育のお仕事就職面接・相談会 保育事業者が個別ブースを出展し、求職者の面接や相談に応じる 合同面接・相談会</p> <p>3 参加事業者数 午前の部14社 / 午後の部15社</p> <p>4 実施結果 (1) 午前の部 ア 再就職セミナー 20名 イ 面接・相談会 26名 ウ 二次面接・見学 22名 (2) 午後の部 ア 再就職セミナー 22名 イ 面接・相談会 25名 ウ 二次面接・見学 18名</p>
今後の方針	二次面接の結果について、保育事業者ごとに採用までのプロセスが異なるため、ハローワーク足立を通じて随時報告を受ける。最終の採用結果は、年度末を目処にまとめる。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年2月12日

件 名	公益財団法人足立区生涯学習振興公社第二次中期事業計画について
所管部課名	公益財団法人足立区生涯学習振興公社
内 容	<p>第二次中期事業計画を作成したので報告する（別添資料3参照）。</p> <p>1 策定年月 令和3年3月</p> <p>2 計画期間 令和3年度～7年度</p> <p>3 計画の内容 第1章 計画の概要 第2章 施策展開 資料編</p>
今後の方針	

行事实施結果（1月1日～1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	1/6（水） ～1/19（火）	千寿本町小学校 他8校	-
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in ポルテ あすなろ 出演 野尻小矢佳（パーカッション） 磯田日向子（マリンバ他）	1/6（水） 16：15～17：00	ポルテあすなろ ホール	23人
読み語りのためのボイストレーニング体験講座 講師 山下芳子氏 （足立区演劇連盟事務局長、朗読指導者）	1/17（日） 10：00～12：00	生涯学習センター 講堂	中止
コンサート in ミュージアムわたなべ音楽堂<ベルネザール>（映像制作） 出演 鶴飼奈民氏、浅利真氏（サクソフォン）、 田中拓未氏（ピアノ）	1/19（火）	わたなべ音楽堂 <ベルネザール>	-
おりがみサポーター交流会	1/20（水） 10：00～12：00	生涯学習センター 講堂	中止
あだち放課後子ども教室 スタッフ研修「子どもとの接し方」 講師 藤後悦子氏（東京未来大学教授）	1/25（月） 10：00～11：30	生涯学習センター 講堂	中止

行事实施予定（2月1日～2月28日）

事業名	日時	会場	予定人数
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 子育てサロンハートアイランド新田 出演者 奥田なな子氏（チェロ）	2/3(水) 10:30～11:00	子育てサロンハートアイランド新田	延期
運動あそびと体力向上トレーニング(子どもの運動あそび) 講師 篠原俊明氏（東京未来大学講師）	2/6（土） 10:00～15:00	生涯学習センター講堂	25人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	2/8（月） ～2/25（木）	渚江第一小学校 他6校	-
あだち放課後子ども教室 スタッフ研修「新型コロナウイルス感染症対策と子どものこころへの支援」 講師 関口久恵氏(区衛生部こころとからだの健康づくり課こころといのち支援係長)	2/10（水） 10:00～11:15	生涯学習センター講堂	中止
小学校アウトリーチコンサート 出演者 塚越慎子氏（マリンバ）、須藤千晴氏（ピアノ）	2/17(水) ①9:20～10:05 ②10:45～11:30	中島根小学校	48人
	2/18(木) ①9:35～10:20 ②10:40～11:25	中川北小学校	67人
あだちウエルネスカレッジ～歩行を支える安定した体幹を学ぼう！～ 講師 宮下 智氏（帝京科学大学教授）	2/20（土） 10:00～11:30	生涯学習センター研修室1	45人
運動機能向上のためのトレーニング(後期高齢者の運動指導) 講師 講義：村上憲治氏（帝京科学大学教授） 実技：田中秋乃氏（健康運動指導士）	2/23（祝・火） 10:00～15:30	生涯学習センター講堂	25人
あだち放課後子ども教室 新任スタッフ向け 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	2/26（金） 13:30～15:00	生涯学習センター研修室1	20人

令和3年度 当初予算編成のあらまし(概要)

1 足立区の予算編成状況 P3

「乗り越え、そして踏み出す。あだちから」

新型コロナウイルス感染症対策の強化策を継続しつつ、難局を乗り越え、変貌を遂げる足立のまちとともにコロナ禍の先へと果敢に踏み出すための予算。

【財政規模】

一般会計の総額 3, 120億1千2百万円（前年度比+139億8千7百万円、+4.7%）

<主な増減>

感染症予防・患者医療費公費負担事業 + 6億円			
区立小・中学校の改築事業	+ 8.4億円	大学病院整備事業	+ 4.6億円
鉄道立体化の促進事業	+ 2.7億円	生活保護費給付事業	+ 2.0億円
衛生関係施設改修事務	△ 1.2億円	小・中学校施設の保全事業	△ 1.0億円
施設営繕事業	△ 9億円	学校教育関係施設改修事業	△ 6億円

2 教育委員会の当初予算編成の状況

◆ **教育委員会の予算総額 695億3, 809万円（※関連予算を含む）**
（前年度比+58.7億円、+9.2%）

※学校運営部から施設営繕部に移管する関連予算額242億3, 270万円を含む。

関連予算額を除くと、**予算額453億539万円**（前年度比△183.6億円、△28.8%）

一般会計に占める教育委員会の予算割合 [関連予算含む] 22.3%（前年度21.4%）
 [関連予算除く] 14.5%

令和3年度組織改正により、施設営繕業務の一元化の方針に基づき、資産管理部と学校運営部の一部を再編し、施設営繕部が新設されることとなった。これに伴って、従来学校施設課が所管していた学校施設の維持管理や更新に係る業務と関連予算は、同部に移管される。

(1) **教育指導部の経常的経費 6億3, 458万円**（前年度比△7, 558万円、△10.6%）

【主な増減要因】

ICT機器修繕費の増	+ 1, 273万円
体育館等のLTE端末通信料	+ 302万円
授業目的公衆送信保障制度運用費	+ 686万円
学習支援ボランティア用図書カード購入経費の減	△ 700万円
オリンピック・パラリンピックレガシー事業経費の減	△ 6, 505万円

<主要事業>

① **学力向上対策推進事業(学力定着推進課) 2億1, 833万円**

P13、23、45、64、72

(注)

PO . . . 「予算編成のあらまし」の参照ページを表示しています。

- ⇒**拡充** 数学チャレンジ講座におけるモデル校でのA Iドリル試行実施
- ⇒**新規** 次へのステップ印刷製本費
- ⇒**縮小** 中1夏季勉強合宿の新型コロナウイルス感染症対策に伴う定員減

② **オリンピック・パラリンピックレガシー事業(教育指導課)** **1, 209万円** **P72**

- ⇒**同額** 熱中症対策グッズ作成経費
- ⇒**縮小** 小学1・2年生の事前学習イベントの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、事業規模見直しによる減

※ 観戦交通費(約4,000万円)は6月補正予算での対応を検討中

③ **学校の指導事務(教育指導課)** **6, 450万円** **P64、69**

- ⇒**新規** 授業目的公衆送信補償金制度の運用経費
- ⇒**拡充** 夢デザインシートからの切り替えに伴うキャリアパスポート作成経費の増
- ⇒**拡充** 副校長補佐・スクールサポートスタッフ増員による旅費の増

(2) **学校運営部の経常的経費 114億1,931万円**(前年度比+4億976万円、+3.7%)

※施設営繕部に移管する関連予算額**8億2,149万円**を含む。

関連予算額を除くと、**105億9,782万円**

【主な増減要因】

用務業務委託への消毒業務の追加	+	1.5億円
多子世帯補助による学校給食費の負担軽減	+	8,874万円
育英資金事業(新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策)	+	4,000万円

<主要事業>

① **育英資金事業(学務課)** **5億1,267万円** **P24**

- ⇒**新規** 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急対策

② **小・中学校の自然教室(学務課)** **2億3,808万円** **P13**

- ⇒**継続** 鋸南自然教室、日光自然教室、魚沼自然教室の実施

③ **放課後子ども教室の推進(学校支援課)** **2億6,738万円** **P13、69**

- ⇒**拡充** 安全管理員の待遇改善

④ **小・中学校の給食業務運営(学務課)** **30億3,823万円** **P13、23、24、64**

- ⇒**新規** 多子世帯補助による学校給食費の負担軽減
- ⇒**拡充** おいしい給食の推進
- ⇒**継続** 給食費改定に伴う公費負担(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う時限措置含む)

⑤ **その他の事業** **P24、32、64**

- ⇒**新規** 新型コロナウイルス感染症対策経費(衛生用品の購入)
- ⇒**新規** 児童・生徒1人1台のタブレットPC整備に伴う電気料金
- ⇒**拡充** 理科教育振興法に基づく教材経費
- ⇒**拡充** 通学路防犯カメラの設置、グリーンベルトの新設・更新
- ⇒**拡充** 地域BWAを活用した登下校等通知メール配信利用助成(小学校20校増)

(3) 学校運営部の投資的経費 **235億4,489万円** (前年度比+67億9,532万円、
+40.6%)

※施設営繕部に移管する関連予算額**234億1,121万円**を含む。

関連予算額を除くと、**1億3,368万円**

【主な増減要因】(※参考：施設営繕部)

改築事業(綾瀬小、江北・高野小統合校、北鹿浜・鹿浜西小統合校、 千寿青葉中、東綾瀬中)	+ 83.5億円
校舎窓ガラスの強化	+ 2.3億円
防火シャッターへの安全装置の取付	+6,080万円
給食調理室エアコン(設計・リース・工事)	+4,744万円
トイレ改修工事費の減	△ 7.0億円
解体工事費の減	△ 6.2億円
全体保全(弘道第一小、栗島小、湊江第一小、舎人小、北三谷小)	△ 4.8億円

<主要事業(※参考：施設営繕部)>

① 区立小学校の改築事業	109.6億円(+67.7億円)
② 区立中学校の改築事業	40.5億円(+15.8億円)
③ 小学校施設の保全事業	58.7億円(△10.4億円)
④ 中学校施設の保全事業	24.8億円(+0.7億円)

(4) 子ども家庭部の経常的経費 **335億6,608万円** (前年度比△15.5億円、△4.4%)

【主な増減要因】

私立保育園の運営費助成事業の減	△4億4,326万円
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	△2億6,782万円

<主要事業>

① 「新しい生活様式」関連事業(コロナ対策) **+374万円**

☞ **P26、27、36、37、46**

- ⇒ **新規** こども支援センターげんき及び保育コンシェルジュのリモート相談開始
- ⇒ **新規** 保育所申し込みにおける電子申請(情報システム課予算)
- ⇒ **新規** 公立保育園、特別支援教育、不登校支援におけるICT化

② 教育相談事業(不登校対策事業) **+1,565万円**

☞ **P13、23、36、37、65、69**

- ⇒ **新規** 不登校児童の家庭へ講師を派遣する事業
- ⇒ **拡充** NPOと連携した学習支援の増設による増(区内3箇所→4箇所)